

静岡市建設局 事業概要
CITY OF SHIZUOKA 2023





静岡市建設局 事業概要
CITY OF SHIZUOKA 2023

- ① 井川湖と令和聖
- ② 薩埵峠からみる東名高速道路と国道一号バイパス
- ③ トライアルパーク蒲原（清水区）
- ④ 宇津ノ谷トンネル（駿河区）
- ⑤ 巽櫓（葵区）
- ⑥ 安倍川橋
- ⑦ 道路パトロール
- ⑧ 浜川水門（駿河区）
- ⑨ 主要地方道清水富士宮線

CONTENTS

1	静岡市の概況	3
	● 沿革	4
	● 位置と面積	4
	● 人口	5
	● 市の花・木・鳥	5
	● 令和5年度 静岡市組織機構図	6
	● 令和5年度 建設局組織機構図	6
	● 建設局事務分掌	7
	● 建設局各課 問い合わせ先	8
2	予算	9
	● 静岡市の予算	10
3	道路事業	13
	● 道路の現状	14
	● 静岡市のみちづくり	19
	● 高規格幹線道路の整備促進	21
	● 国土交通省直轄国道の整備促進	23
	● 新設、改築事業（国道）	25
	● 新設、改築事業（県道）	26
	● 新設、改築事業（市道）	28
	● 静岡市自転車走行空間ネットワーク整備事業	31
	● 無電柱化事業	32
	● 歩行空間整備事業	32
	● 道路自然災害防除事業	33
	● 道路パトロール	34
	● 静岡市道路橋耐震化計画	35
	● 静岡市道路構造物維持管理計画	37
4	河川事業	41
	● 河川事業の役割	42
	● 管理河川一覧	42
	● 浸水対策推進プラン	44
	● 雨水貯留浸透施設整備事業	46
	● 河川構造物耐震・津波対策事業	46
5	その他の取り組み	49
	● 災害復旧事業及び災害対策配備体制	50
	● 砂防・急傾斜地崩壊対策事業	53
	● 地籍調査事業	54
	● 市民との協働の取り組み	55
	● 技術管理	57

16	市道路線の認定 道路台帳の管理
17	道路・河川等の占用許可 道路工事施行承認 車両制限令に関する証明 特殊車両通行許可
18	法定外公共物の用途廃止 道水路に係る財産の寄附受入れ 道路、河川及び水路の境界確定事務
19	計画の背景と方向性 価値創造型の計画
20	計画の位置づけ
21	中部横断自動車道
22	新東名高速道路
23	国道1号静岡バイパス
24	国道1号 無電柱化事業 国道1号 交通安全
25	国道150号 久能拡幅
26	国道150号 静岡バイパス 主要地方道 清水富士宮線（庵原～伊佐布）
27	主要地方道 井川湖御幸線（下～松富士組） 都市計画道路 静岡駅賤機線（昭府町・松富・松富2） 主要地方道 山脇大谷線（小鹿～宮川） 主要地方道 梅ヶ島温泉昭和線（大河内橋）
28	一般県道 茂畑横砂線 市道国吉田瀬名線（葵区川合） 都市計画道路 宮前岳美線（3工区）
29	都市計画道路 丸子池田線（曲金） 都市計画道路 一里山長崎線 都市計画道路 日の出町押切線（北脇）
30	市道羽衣海岸線 生活道路の改良
31	市道柳橋大曲線（清水区元城町）
32	一般県道 高松日出線（駿河区八幡一丁目） 国道362号（葵区富沢）
33	のり面の維持管理 のり面対策工事の事例
37	静岡市道路構造物維持管理計画（道路橋編）
38	静岡市道路構造物維持管理計画（トンネル編）
39	静岡市道路構造物維持管理計画（舗装編）
47	特定都市河川浸水被害対策法
48	静岡市治水交流資料館かわなび
50	災害復旧事業
52	災害対策配備 災害協定
53	静岡市内の土砂災害危険箇所数とその整備状況 急傾斜地崩壊対策事業について 既成宅地防災施設設置助成事業 土砂災害防止法
55	道路サポーター制度
56	静岡市河川・海岸愛護事業報償金交付制度 河川・海岸美化運動
57	公共事業評価
58	建設発生土対策事業
59	CALS/ECの取り組み
60	総合評価方式を活用した取り組み
61	静岡市建設業担い手確保・育成事業

静岡市の概況

1

静岡市の概況

2

3

4

5





静岡市の概況

沿革

静岡市は、温暖な気候に恵まれ、古くから人々が生活し、縄文、弥生時代の遺跡も数多く分布しています。また、清水の港町（湊町）としての歴史は、斉明6年（660年）に百濟救援用の軍船が出港したことに始まると言われています。

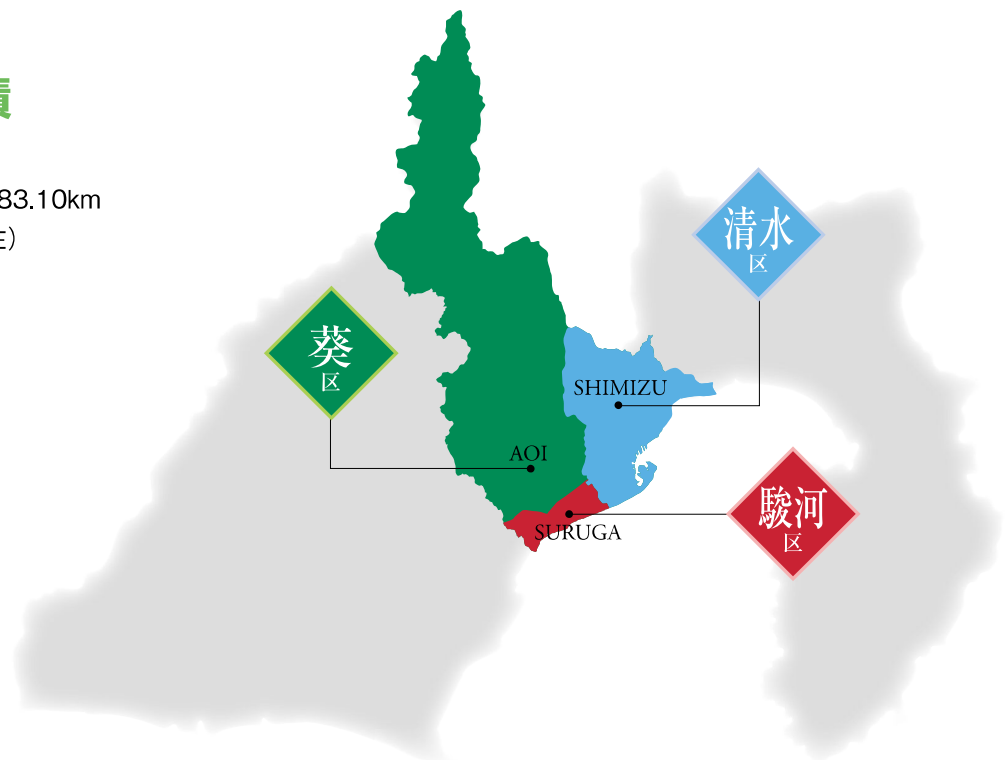
静岡は、「駿府」と呼ばれ、室町時代から戦国時代にかけて今川氏の城下町として栄えました。徳川家康が將軍職を辞して駿府城入城以来、城下町としての形態が整い、現在の街並みの基盤が完成しました。清水は、江戸、大坂をはじめ、東海各地と産物の取引を行う千石船の出入りで賑わい、地方商業の中心として発展しました。

その後、旧静岡市においては明治22年（1889年）に市制が施行され、県都、城下町として商業を基幹産業として発展し、一方旧清水市では、大正13年（1924年）に市制が施行され、昭和27年（1952年）には清水港が特定重要港湾の指定を受け、貿易港として飛躍的に発展するとともに、工業立地も盛んになり、高度経済成長期を経て臨海工業都市としての位置づけを確立していきました。

市制施行以来、旧静岡市、旧清水市は、それぞれいくつかの合併を経て、平成15年（2003年）に両市が合併し、平成17年（2005年）、全国で14番目の政令指定都市へ移行しました。平成24年に新東名高速道路の静岡県内部分の併用が開始され、令和3年には中部横断自動車道の静岡～山梨間が全線開通いたしました。「交通ネットワークの形成」「南北軸強化」「緊急輸送道路の確保」といった国土強靱化に寄与する取り組みが進んでいますが、今後も「強靱な社会基盤を有するまち」の実現を目指してまいります。

位置と面積

- 面積 1,411.93km²
- 東西 50.62km 南北 83.10km
(令和5年1月1日現在)



1

静岡市の概況

2

3

4

5

人口 令和5年3月31日現在の静岡市及び各区の人口（住民基本台帳人口〔日本人+外国人〕）

- 人口：680,913人（男：331,527人、女：349,386人）
- 世帯：323,246世帯

	人口（人）	世帯（戸）
葵区	246,866	117,490
駿河区	206,957	100,353
清水区	227,090	105,403

市の花・木・鳥



市の花 タチアオイ

静岡にゆかりの「あおい」という呼び名を持ち、花が美しいことで知られています。背丈は3 m程にもなり、初夏には茎に赤、ピンク、黄、白などの花を咲かせます。



市の木 ハナミズキ

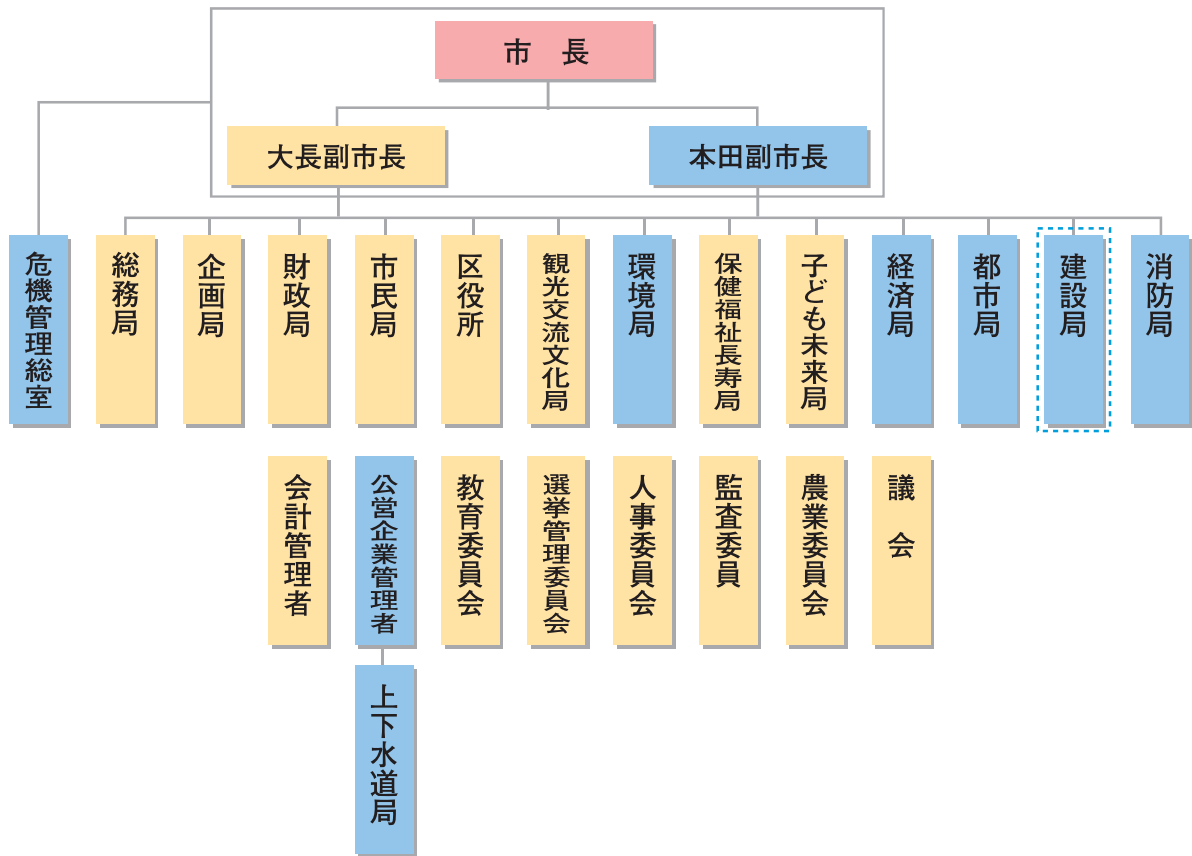
大正時代に東京市長がワシントンに贈ったサクラの返礼として渡来した日米親善の木です。贈ったサクラの苗が清水区興津の果樹研究所で栽培されたものであることから、本市にゆかりのある木となっています。



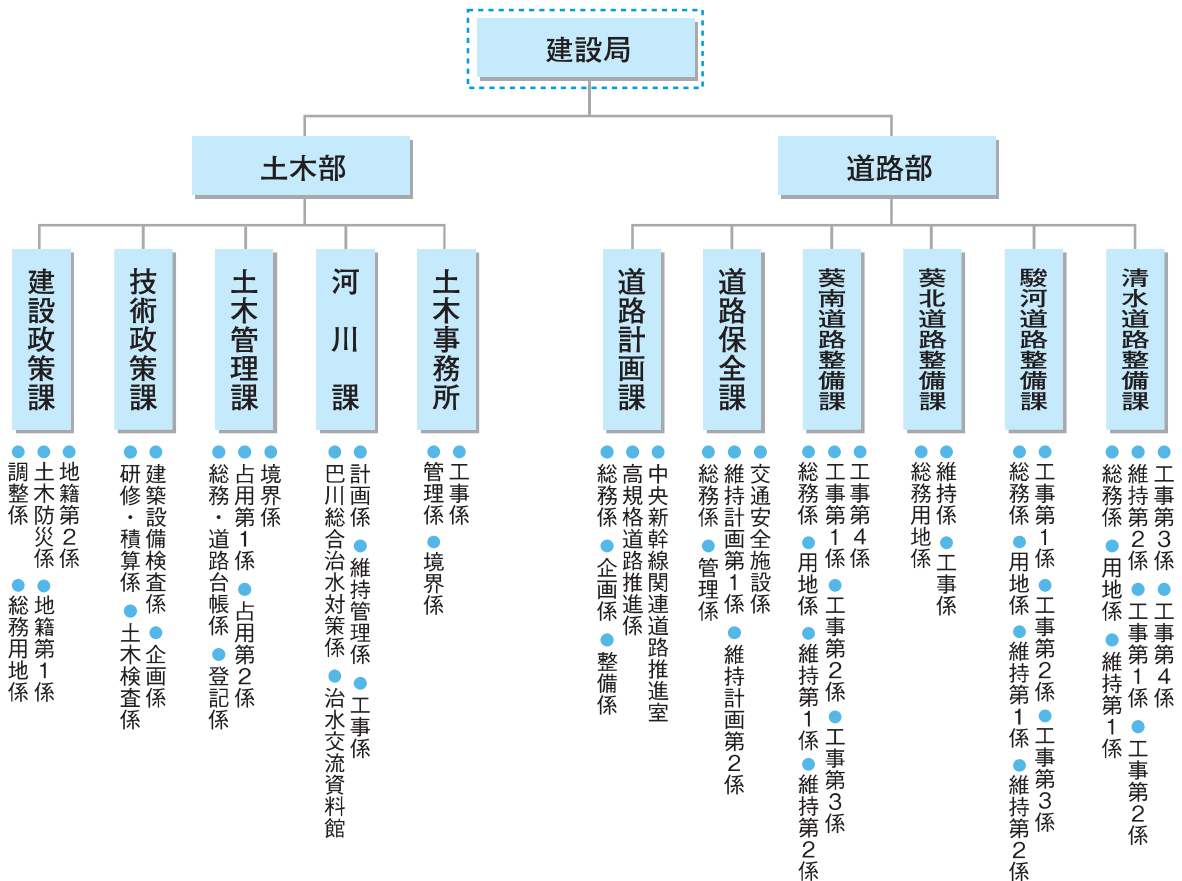
市の鳥 カワセミ

翼や尾が翡翠色、下面が橙色の美しい鳥で、川面を飛ぶ姿は「水辺の宝石」と言われています。清流に棲むことから良好な環境の指標とされ、姿が見られる安倍川、興津川など本市河川の良好な自然環境を象徴する鳥となっています。

令和5年度 静岡市組織機構図 (令和5年4月1日現在)



令和5年度 建設局組織機構図 (令和5年4月1日現在)



1

静岡市の概況

2

3

4

5

■ 建設局事務分掌

土木部	建設政策課	局における政策立案の調整等、局内・局間の連絡調整及び局内のとりまとめ、建設政策に係る企画・調整、公共事業評価委員会、道路・河川等の事業用地の取得に係る調査・調整、砂防・急傾斜地対策、地籍調査など
	技術政策課	建設工事の技術管理・指導、公共事業のコスト縮減・CALS/EC、建設発生土対策・建設副産物、工事検査・優良建設工事等の表彰、技術職員研修、建設業の担い手確保など
	土木管理課	道路台帳の管理、市道路線の認定・廃止・変更、道路・水路用地の寄附・用途廃止、車両制限令に関すること、特殊車両通行許可、葵区・駿河区における境界明示、道路・河川等の占用など
	河川課	河川事業に関する計画・調整、巴川総合治水対策、葵区・駿河区における河川の工事・維持管理など
	土木事務所	清水区における境界明示、道路・河川等の占用、河川の工事・維持管理など
道路部	道路計画課	道路計画の策定、道路整備事業の調整、第3次静岡市のみちづくりの推進、中部横断自動車道・新東名高速道路の整備促進、中央新幹線関連道路の推進など
	道路保全課	道路維持管理、道路パトロール、道路の災害復旧、交通安全施設の計画、自転車走行空間整備の計画、無電柱化事業の計画など
	葵南道路整備課	葵区の南部（安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区を除く地域）における道路の新設・改築・災害復旧・維持管理など
	葵北道路整備課	葵区の北部（安倍街道沿いの門屋以北及び安倍川西側の美和・安倍口・足久保地区）における道路の新設・改築・災害復旧・維持管理など
	駿河道路整備課	駿河区における道路の新設・改築・災害復旧・維持管理など
	清水道路整備課	清水区における道路の新設・改築・災害復旧・維持管理など

建設局各課 問い合わせ先

建設局組織	担当	庁舎	電話番号	Eメールアドレス	
土木部	建設政策課	静岡	調整係	054-221-1469	kensetsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp
			総務用地係	054-221-1199	
			土木防災係	054-221-1446	
			地籍第1係	054-221-1145	
			地籍第2係	054-221-1464	
	技術政策課	静岡	研修・積算係	054-221-1425	gijutsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp
			土木検査係	054-221-1010	
			建築設備検査係	054-221-1078	
			企画係	054-221-1019	
	土木管理課	静岡	総務・道路台帳係	054-221-1127	dobokukanri@city.shizuoka.lg.jp
			登記係	054-221-1237	
			占用第1係	054-221-1442	
			占用第2係	054-221-1491	
			境界係	054-221-1424	
	河川課	静岡	巴川総合治水対策係	054-221-1131	kasen@city.shizuoka.lg.jp
			静岡市治水交流資料館(かわなび)	054-221-1087	
			計画係	054-221-1375	
			維持管理係	054-221-1188	
	土木事務所	外:駿河区大谷	工事係	054-237-1322	dobokujimusho@city.shizuoka.lg.jp
			管理係	054-354-2218	
境界係			054-354-2174		
道路部	道路計画課	静岡	工事係	054-354-2247	dourokeikaku@city.shizuoka.lg.jp
			総務係	054-221-1128	
			企画係	054-221-1239	
			整備係	054-221-1478	
			高規格道路推進係	054-221-1126	
	道路保全課	静岡	中央新幹線関連道路推進室	054-221-1449	dourohozen@city.shizuoka.lg.jp
			総務係	054-221-1440	
			管理係	054-221-1129	
			維持計画係第1係	054-221-1485	
			維持計画係第2係	054-221-1403	
	葵南道路整備課	静岡	交通安全施設係	054-221-1284	aoiminamidoro@city.shizuoka.lg.jp
			総務係	054-221-1662	
			用地係	054-221-1426	
			維持第1係	054-221-1486	
			維持第2係	054-221-1508	
			工事第1係	054-221-1647	
			工事第2係	054-221-1648	
			工事第3係	054-221-1649	
	葵北道路整備課	外:葵区俵沢	工事第4係	054-221-1452	aoikitadoro@city.shizuoka.lg.jp
			総務用地係	054-294-1131	
維持係					
駿河道路整備課	静岡	工事係		surugadoro@city.shizuoka.lg.jp	
		総務係	054-221-1736		
		用地係	054-221-1427		
		維持第1係	054-221-1443		
		維持第2係	054-221-1734		
		工事第1係	054-221-1430		
清水道路整備課	清水	工事第2係	054-221-1739	shimizudoro@city.shizuoka.lg.jp	
		工事第3係	054-221-1735		
		総務係	054-354-2056		
		用地係	054-354-2459		
		維持第1係	054-354-2027		
		維持第2係	054-354-2467		
		工事第1係	054-354-2203		
		工事第2係	054-354-2204		
工事第3係	054-354-2109				
工事第4係	054-354-2057				

1

静岡市の概況

2

3

4

5

预算

1

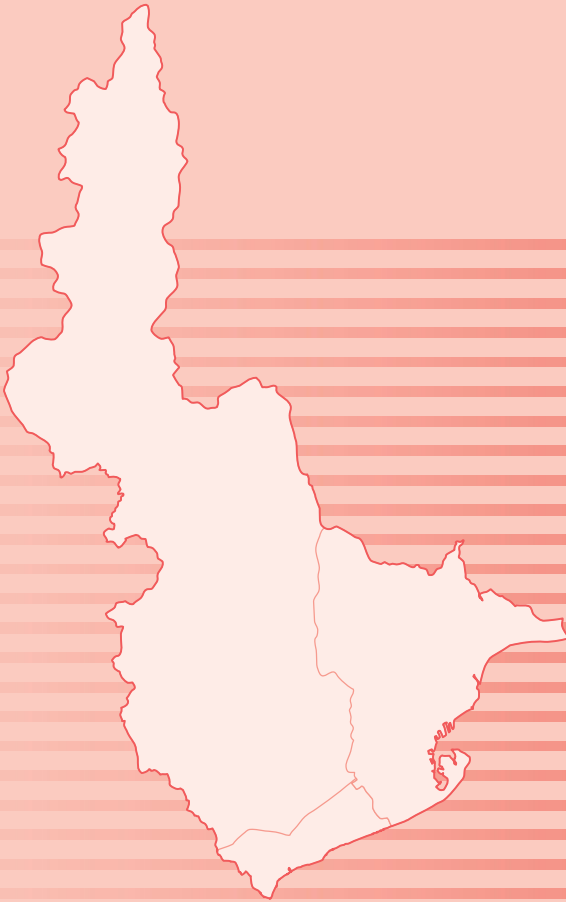
2

预算

3

4

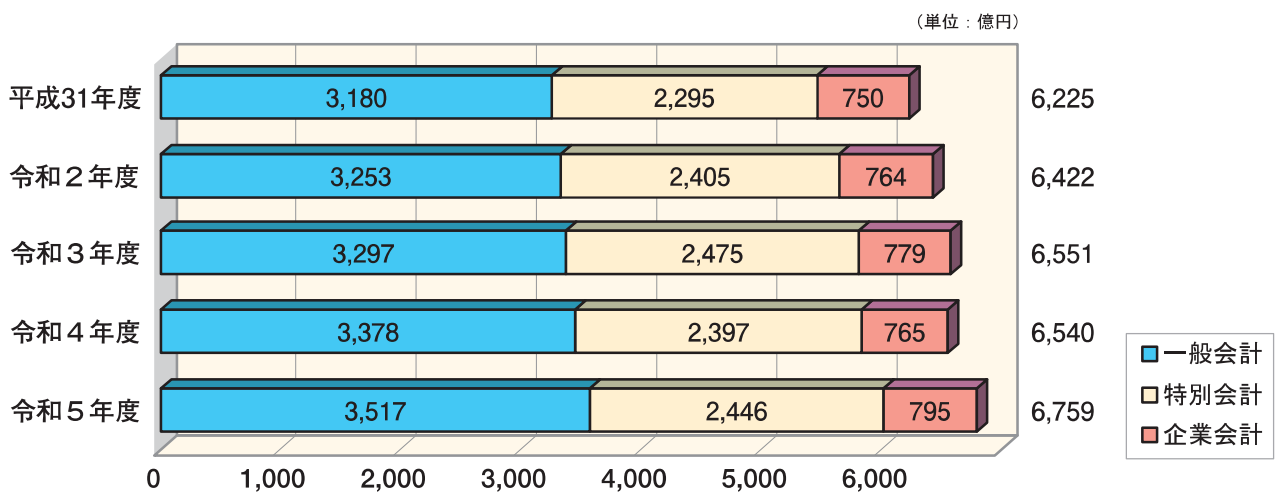
5



2 予算

静岡市の予算

当初予算総額の推移（平成31年度～令和5年度）

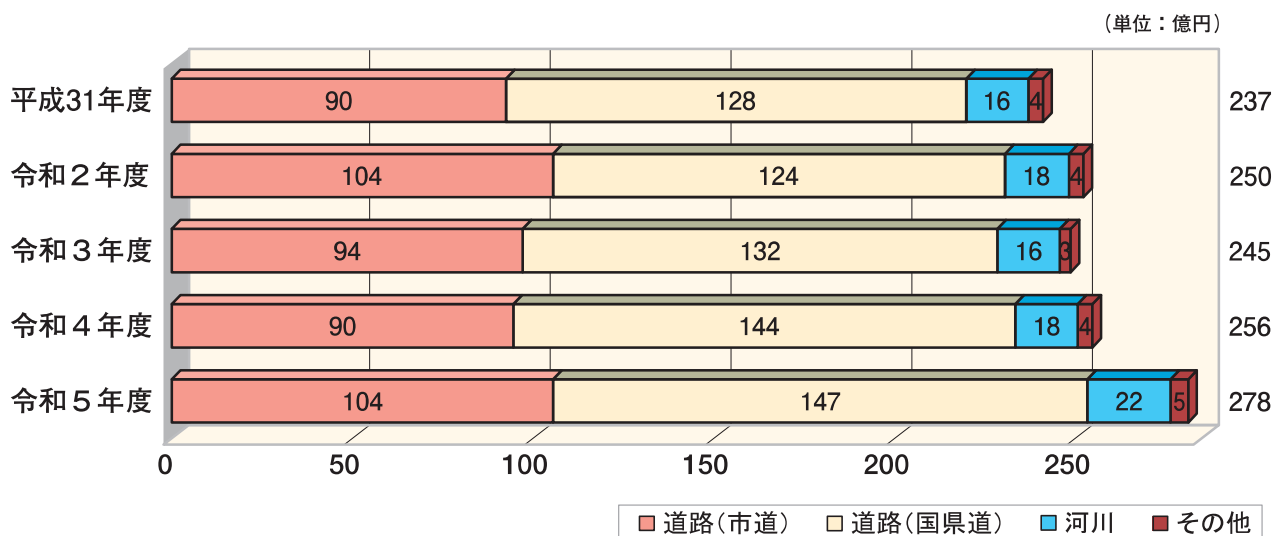


一般会計：地方公共団体の会計の中心をなすものであり、行政運営の基本的な経理を網羅して計上した会計のことをいいます。

特別会計：特定の事業を行う場合や特定の収入で事業を行う場合に、一般会計と経理を区別する必要があるため、法律や条例に基づいて設置しているものをいいます。令和3年度は国民健康保険事業会計など13会計があります。

企業会計：独立採算制を追求する極めて企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計のことをいいます。病院事業、水道事業、簡易水道事業、下水道事業の4会計があります。

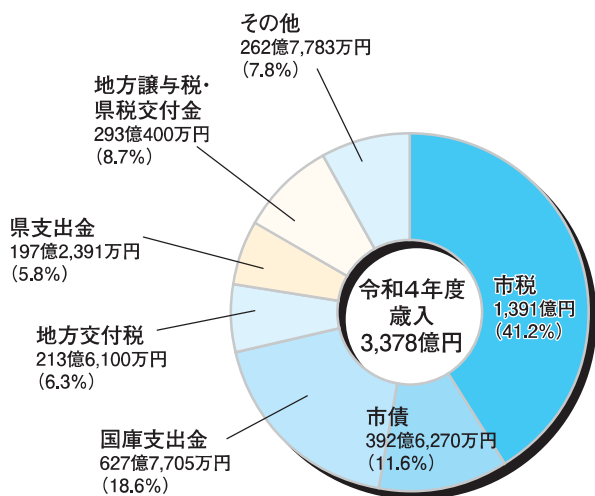
建設局予算（歳出）の推移（平成31～令和5年度）



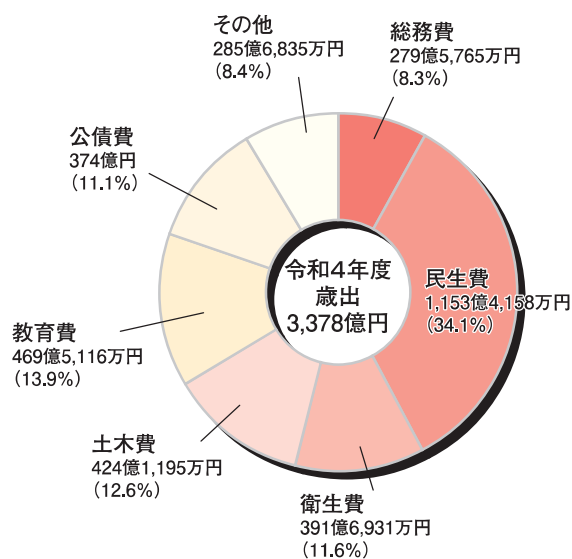
R5 当初予算案の概算から

令和4年度 一般会計（歳入・歳出）予算の内訳

歳入

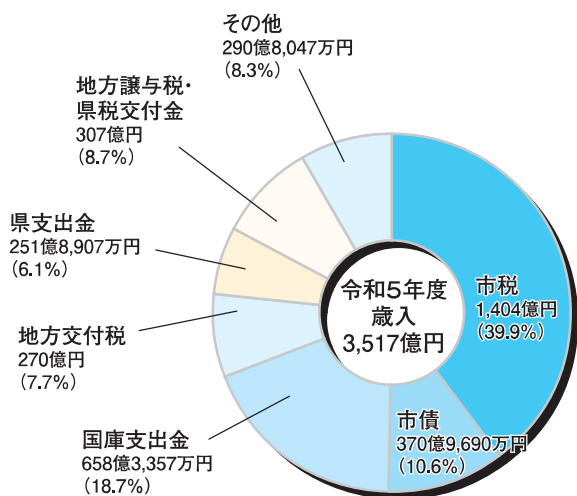


歳出

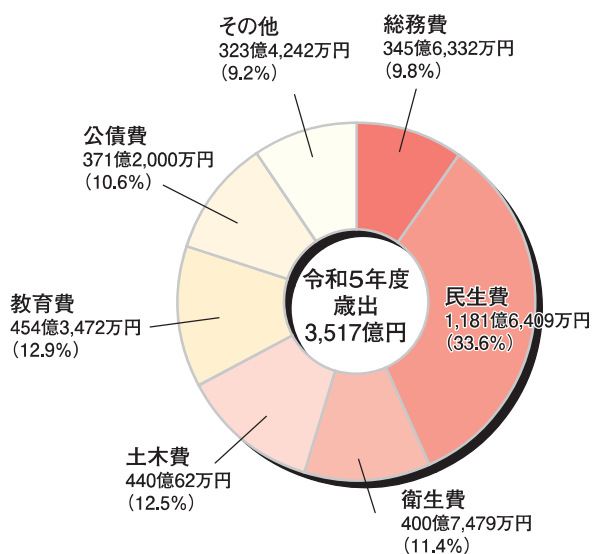


令和5年度 一般会計（歳入・歳出）予算の内訳

歳入



歳出



1
2
予算
3
4
5

道路事業

1

2

3

道路事業

4

5



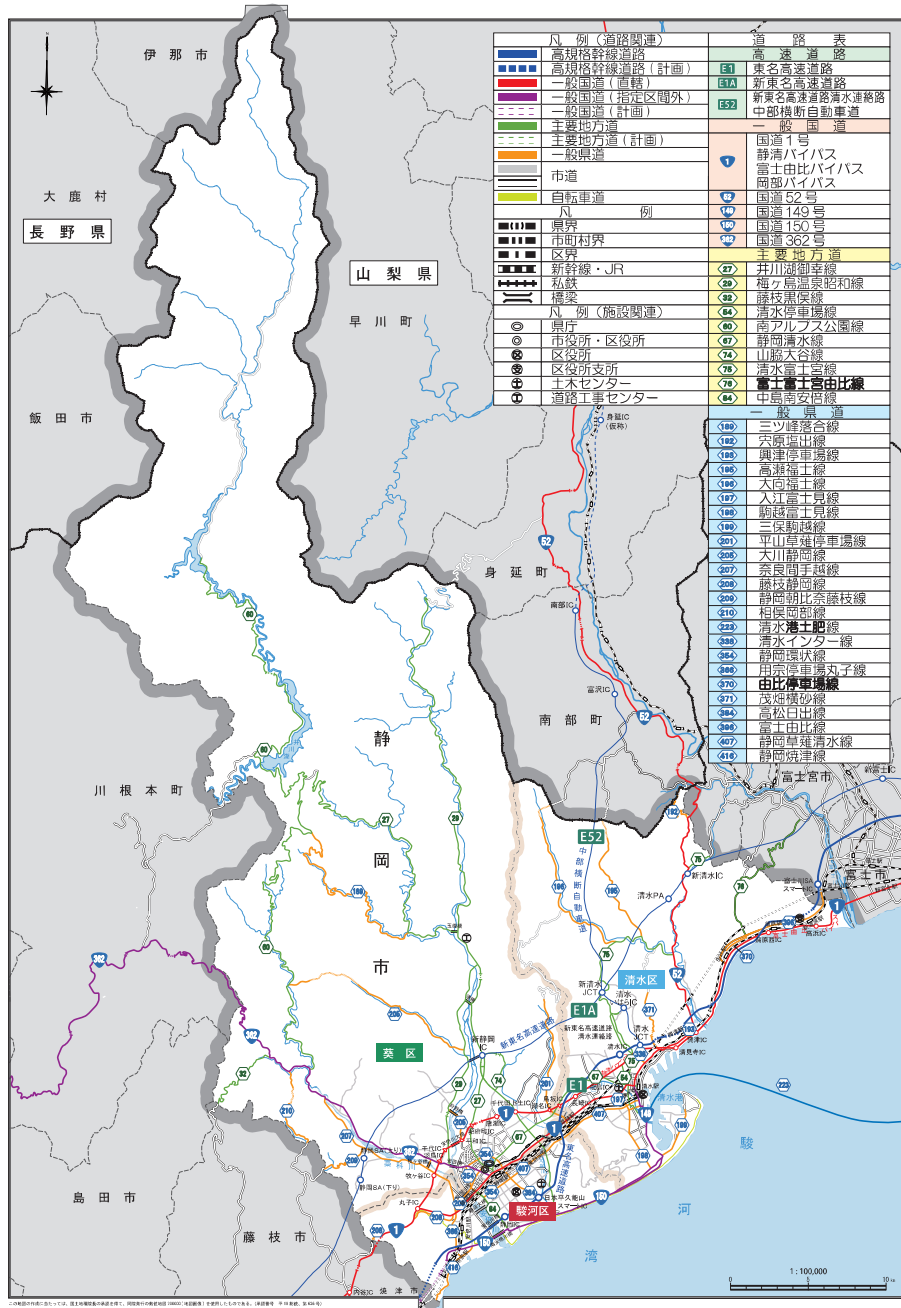
3 道路事業

道路の現状

静岡市の道路網は、首都圏と中京・関西圏を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、国道1号などの東西軸と、甲信越と静岡を結ぶ中部横断自動車道や国道52号、しずまえとオクシズを結ぶ主要地方道井川湖御幸線や主要地方道山脇大谷線などの南北軸で構成されています。

現在、市街地においては、主要な交差点や鉄道踏切部などを中心に慢性的な渋滞が発生し、市民生活や物流に大きな損失を与えています。また、市域の約8割を占める山間地では、見通しの悪い狭隘な道路や崩土等による災害の恐れなど、多くの課題を抱えています。

こうした問題を解消するため、計画的な道路整備が求められています。さらに、高度成長期等に建設された道路施設の高齢化・老朽化が進み、更新が必要になる施設が増加していくことから、より一層効率的な維持管理が必要となります。



1
2
3 道路事業
4
5

静岡市管理国・県道一覧表 (令和5年4月1日現在)

(単位:m)

区分	路線番号	路線名	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	交通不能延長 (実延長を含む)	舗装延長	舗装率	改良延長	改良率
一般国道											
1	0149	149号	2,648	0	0	2,648	0	2,648	100.0%	2,648	100.0%
2	0150	150号	26,380	0	0	26,380	154	26,380	100.0%	26,226	99.4%
3	0362	362号	26,202	0	22	26,180	0	26,180	100.0%	19,783	75.6%
3路線		小計(国道)	55,229	0	22	55,207	154	55,207	100.0%	48,657	88.1%
3路線		計(国道)	55,229	0	22	55,207	154	55,207	100.0%	48,657	88.1%
主要地方道											
4	1027	井川湖御幸線	46,275	29	0	46,246	0	46,203	99.9%	32,497	70.3%
5	1029	梅ヶ島温泉昭和線	50,488	6,192	0	44,296	0	44,296	100.0%	38,868	87.7%
6	1032	藤枝黒俣線	7,579	0	0	7,579	0	7,579	100.0%	3,757	49.6%
7	1054	清水停車場線	2,145	770	0	1,376	0	1,376	100.0%	1,376	100.0%
8	1060	南アルプス公園線	78,829	0	4,640	74,189	0	74,189	100.0%	56,671	76.4%
9	1067	静岡清水線	11,894	36	0	11,858	0	11,858	100.0%	11,858	100.0%
10	1074	山脇大谷線	21,086	88	1,338	19,661	0	19,661	100.0%	19,344	98.4%
11	1075	清水富士宮線	34,802	6,564	0	28,238	0	28,238	100.0%	21,917	77.6%
12	1076	富士富士宮由比線	5,817	0	0	5,817	0	5,817	100.0%	5,817	100.0%
13	1084	中島南安倍線	3,040	0	0	3,040	0	3,040	100.0%	3,040	100.0%
10路線		小計(主要地方道)	261,954	13,678	5,978	242,299	0	242,256	100.0%	195,144	80.5%
一般県道											
14	3189	三ッ峰落合線	19,320	0	0	19,320	0	19,320	100.0%	10,700	55.4%
15	3192	穴原塩出線	5,123	0	0	5,123	0	5,123	100.0%	1,332	26.0%
16	3193	興津停車場線	200	16	0	184	0	184	100.0%	184	100.0%
17	3195	高瀬福土線	10,739	0	0	10,739	1,824	8,915	83.0%	6,943	64.7%
18	3196	大向福土線	14,013	0	0	14,013	1,243	12,769	91.1%	8,879	63.4%
19	3197	入江富士見線	1,904	6	0	1,899	0	1,899	100.0%	1,899	100.0%
20	3198	駒越富士見線	5,336	810	0	4,526	0	4,526	100.0%	4,526	100.0%
21	3199	三保駒越線	3,144	0	0	3,144	0	3,144	100.0%	3,144	100.0%
22	3201	平山草薙停車場線	9,864	747	0	9,117	0	9,117	100.0%	8,909	97.7%
23	3205	大川静岡線	21,753	4,394	0	17,360	4,485	13,086	75.4%	7,815	45.0%
24	3207	奈良間手越線	12,531	0	0	12,531	0	12,531	100.0%	10,584	84.5%
25	3208	藤枝静岡線	10,736	2,666	0	8,071	0	8,071	100.0%	7,719	95.6%
26	3209	静岡朝比奈藤枝線	9,795	4,585	0	5,210	0	5,210	100.0%	3,678	70.6%
27	3210	相俣岡部線	6,351	0	0	6,351	1,347	4,851	76.4%	1,134	17.9%
28	3338	清水インター線	1,541	619	0	922	0	922	100.0%	922	100.0%
29	3354	静岡環状線	8,093	863	0	7,230	0	7,230	100.0%	7,230	100.0%
30	3366	用宗停車場丸子線	3,361	0	0	3,361	0	3,361	100.0%	2,807	83.5%
31	3370	由比停車場線	1,981	0	0	1,981	0	1,981	100.0%	1,981	100.0%
32	3371	茂畑横砂線	4,629	39	0	4,590	0	4,590	100.0%	2,404	52.4%
33	3384	高松日出線	4,695	586	0	4,109	0	4,109	100.0%	3,824	93.1%
34	3396	富士由比線	8,365	0	0	8,365	0	8,365	100.0%	8,365	100.0%
35	3407	静岡草薙清水線	9,885	84	0	9,801	0	9,801	100.0%	9,801	100.0%
36	3416	静岡焼津線	4,647	390	0	4,257	0	4,257	100.0%	2,207	51.8%
23路線		小計(一般県道)	178,006	15,804	0	162,203	8,899	153,361	94.5%	116,985	72.1%
独立専用自転車道											
37	4375	静岡御前崎自転車線	7,607	1,979	0	5,628	5,628	5,628	100.0%	5,116	90.9%
38	4377	静岡清水自転車道線	17,292	1,135	507	15,649	15,649	15,615	99.8%	11,697	74.7%
2路線		小計(自転車道)	24,899	3,115	507	21,277	21,277	21,243	99.8%	16,812	79.0%
35路線		計(県道)	464,858	32,596	6,485	425,778	30,176	416,860	97.9%	328,941	77.3%
3路線		計(国道)	55,229	0	22	55,207	154	55,207	100.0%	48,657	88.1%
35路線		計(県道)	464,858	32,596	6,485	425,778	30,176	416,860	97.9%	328,941	77.3%
38路線		合計(国・県道線)	520,087	32,596	6,507	480,985	30,330	472,067	98.1%	377,598	78.5%

※令和4年3月31日整備完了分の数値です。
※小数点第1位以下四捨五入処理により差異あり

1 市道路線の認定

道路法に基づき、市道路線の認定・廃止・変更に係る事務を行っています。

令和4年度認定・廃止・変更（増・減）

区分	路線数	延長(m)
路線認定	28	3,993.36
路線廃止	0	0.00
路線変更(増)	5	457.60
路線変更(減)	4	646.10

2 道路台帳の管理

道路法第28条、道路法施行規則第4条の2により、市道及び市が管理する国（149号・150号・362号）・県道について道路台帳の管理及び整備を行っています。

道路台帳は、道路の現況を示した道路台帳平面図と道路延長や施設現況などを集計した道路台帳調書で構成され、道路の現況を把握・維持管理していくために不可欠な台帳であるとともに、地方交付税算定のために必要となる重要な資料です。

市が管理する道路

(令和5年4月1日現在)

区分	国道	県道	市道	計
路線数(本)	3	35	10,596	10,634
実延長(m)	55,207	425,778	2,723,898	3,204,883

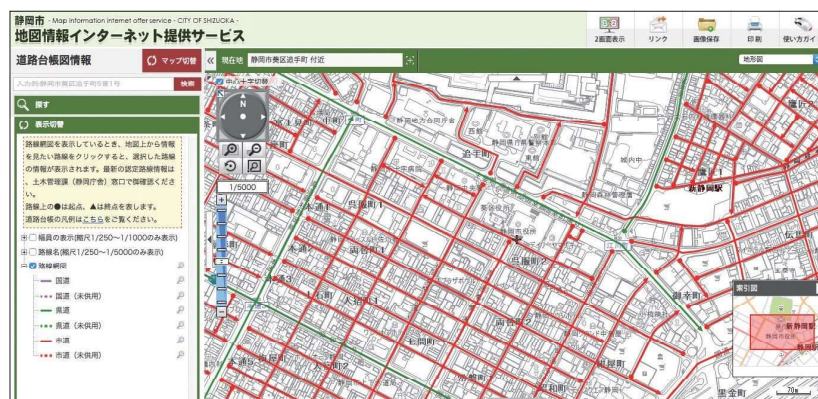
※令和4年3月31日整備完了分の数値です。

静岡市道路台帳図情報及び舗装区分・掘削制限図サイト アクセスログ集計

土木管理課では、道路台帳図を平成26年度よりデジタル化し、その情報をインターネットで公開しています。また、道路台帳図だけでなく、道路の舗装区分・掘削制限図情報等も公開しています。これにより、ご家庭、会社や外出先から静岡市道路台帳図等の閲覧等が可能となっています。

令和4年度アクセス数

区分	アクセス数
道路台帳図	108,315
掘削制限等	16,598
計	124,913



静岡市地図情報インターネット提供サービス

3 道路・河川等の占用許可

市道及び市が管理する国・県道、法定外公共物（赤道・里道、水路敷）、準用河川及び県から管理移管された1・2級河川の5河川（小豆川・大門川・秋山川・大正寺沢川・浜川）に、一定の工作物、物件又は施設（上下水道管、電線・電柱、ガス管等これらを「占用物件」という）を設け、継続して使用する際の許可を与えています。

令和4年度 占用料収入

区 分	占用料(円)
道 路	428,023,146
河 川 等	27,056,863 (河 川 1,934,455) (法定外 25,122,408)
計	455,080,009

1

2

3

道路事業

4 道路等工事施行承認

市道及び市が管理する国・県道、法定外公共物（赤道・里道、水路敷）、準用河川及び県から管理移管された1・2級河川の5河川（小豆川・大門川・秋山川・大正寺沢川・浜川）に、私道（進入路）などの接続、乗り入れの為に歩道縁石を撤去するなどの工事を道路管理者以外が行う際の承認を行っています。

5 車両制限令に関する証明

自動車運送事業の車庫等の前面道路幅員が車両制限令に適しているかどうかを証明するものです。

令和4年度 車両制限令証明状況

区 分	件 数
証明件数	46

4

5

6 特殊車両通行許可

道路構造の保全及び交通の安全を確保する為、道路法では基準を超える車両の通行を禁止しております。

但し、通行する車両の構造や積載物の特殊性から止むを得ない場合に限り、道路管理者に申請し、許可書の交付を受けて、車両を通行させることができます。

令和4年度 特殊車両通行許可件数

区 分	件 数
協議回答	1,286
許 可	773

※協議回答は、他の道路管理者から協議を受け、本市が管理する道路の審査を行い回答したもの

7 法定外公共物の用途廃止

法定外公共物とは、道路、河川、湖沼、海浜地等の公共物のうち、道路法、河川法等の特別法の適用（準用を含む）を受けないものです。里道（赤線・赤道）、水路（青線）に代表されます。

これらの公共物で、機能を失っているもの等についての用途廃止を行っています。

※払下げ（売却）は、管財課が行います。

令和4年度 普通財産となった法定外公共物

区分	件数	面積(m ²)
用途廃止	39	2,130.73

※面積は登記簿面積を用い端数処理をしているため、実測とは異なります。

8 道水路に係る財産の寄附受入れ

建設局が管理している道路、河川等に係る用地の寄附受入れを行っています。

令和4年度 寄附受入れ実績（新設改良含む）

区分	面積(m ²)
公衆用道路	7,628.69
用悪水路等	785.02
計	8,413.71

※面積は登記簿面積を用い端数処理をしているため、実測とは異なります。

9 道路、河川及び水路の境界確定事務

建設局が管理している道路・河川等の用地と私有地等との境界を確定しています。

令和4年度 境界確定

区分	件数
申請件数	1,321

1

2

3

道路事業

4

5

静岡市のみちづくり

計画の背景と方向性

これまで道路は人口と自動車の増加を受け止めるため「移動の空間を提供する」という役割を実直に担い、移動の効率性・安全性を高めることで、日本の経済成長を支えました。

ところが、2004年、人口が減少に転じ、日本は縮小の時代に入りました。高度経済成長期に大量に建設された道路構造物は建設から半世紀を迎え、維持管理にかかるコストの増大が課題となっています。

拡大と生産の時代が終わり、質と創造性への転換とともに、持続可能な社会の形成を目指す流れに、道路行政も速やかに舵を切る必要があります。

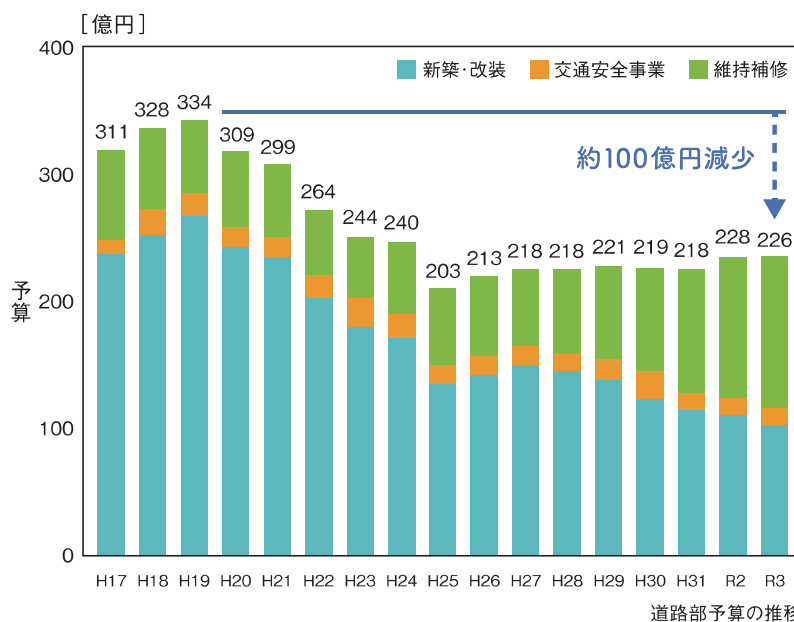
近年の社会変化

新たなチャンス

- ・新しい生活スタイル(テレワーク等)
- ・道路空間活用による賑わい創出
- ・自動運転、DX、IoT、ビッグデータ
- ・脱炭素社会、GX

差し迫る課題

- ・高齢者ドライバーの増加
- ・道路構造物の老朽化・維持費増大
- ・自然災害の激甚化・頻発化
- ・物流の2024年問題



価値創造型の計画

本計画では、これまでの予め課題と対策を網羅する「課題解決型」の計画ではなく、未来の姿を見つめ、道路から価値を生み出す「価値創造型」の計画を目指します。

価値創造

「期待に応じて質を高め、価値を創る」を、
みちづくりに携わる一人一人が、
“常に考えて”みちづくりに取り組む



道への期待(価値)

- 新鮮な海産物を遠くへ運びたい
- まちなかを歩いて楽しみたい
- 歴史ある橋を後世に残したい
- 大きな工場を立地したい

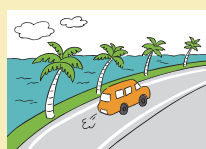
課題

- 渋滞・混雑
- 橋の老朽化
- 歩行者が危険
- 舗装の劣化

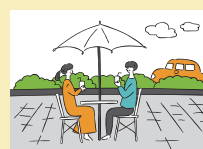
課題の解消だけでは…

価値の創造は、“しあわせ”の創造

◎ 質の向上で「価値の創造」



[景観]



[賑わい]

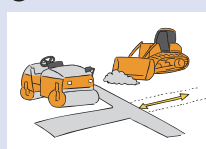


[エリア価値]



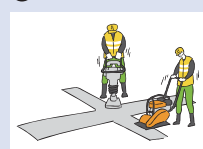
[共存]

◎ 量の充足



[新築・改築]

◎ 機能の保持



[維持管理]

1

2

3

道路事業

4

5

計画の位置づけ

本計画では、第4次静岡市総合計画で掲げるまちづくりの目標「『世界に輝く静岡』の実現」に道路分野から貢献していくことを目的としており、それに必要な「みちづくりビジョン(未来の姿)」と「みちづくりプロセス(進め方)」を位置づけました。

本計画は、本市の道路行政における基本的な考え方を示すものであるとともに、行政のみならず、市民、企業、地域団体等に共有され、みちづくりに携わる際の指針になることを目指しています。

計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間です。

■ 計画の構成イメージ

第3次静岡市のみちづくり

みちづくりビジョン

01 地域の個性・魅力を繋ぎ、恵みをもたらす道路ネットワーク

02 行きたいところへ、いつでもどこからでも移動できる道路

03 ヒトもクルマも認めあい、わかりあえる街

04 わくわくドキドキが溢れるまちづくり

05 ヒト・モノが集まり、投資を生みだす都市拠点

06 国内外のモノが行き交う物流を支える道路

07 静岡ならではの歴史と自然を感じられ、地域の魅力を高める道路

08 災害から命を守る道路

09 温暖な気候や風土にあわせた低炭素&グリーンインフラの実現

10 ストックを賢く使い、持続可能な道路ネットワーク

道路を取り巻く環境変化を踏まえつつ、おおよそ20年後の静岡を想定して、道路が創る10の未来を示した。

モニタリング指標

指標	単位	現況値	評価
主要渋滞箇所数	箇所	31	↓
IC利用台数	台/年	701,954	↑
主要拠点間移動時間	分	335	↓
清水港輸出入額	百万円	3,700,843	↑
公共交通分担率	%	8.5	↑
自転車分担率	%	18.3	↑
交通事故件数	件/年	3,507	↓
自転車関連交通事故件数	件/年	831	↓
都心部歩行者交通量 (上段：静岡地区 下段：清水地区)	人/日	329,881 16,137	↑
都心部自動車交通量	台/日	29,548	↓
観光入込客数	千人/年	15,277,852	↑
温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	%	14.3	↑

心構え


みちづくりに取り組む姿勢を示し、現場での主体的な挑戦を後押しする。

- バランス** 様々な役割をバランスよく担える道をつくる
- 地域性** 利用実態をつかみ地域になじむ道をつくる
- 協働** 行政と地域と協働で一緒に育つ道をつくる
- 持続性** 長く使い続けられる道をつくる
- 貢献** まちづくりに貢献する道をつくる
- 合理性** 合理的な道をつくる

みちづくりプロセス

ノウハウ

実践で得られた創意工夫のヒントを「ノウハウ」として関係者間で共有する。



道路整備プログラム

ビジョンと心構えを踏まえ、ノウハウを活かして、事業を計画、実施していく。

- 道路改築事業
- 交通安全整備事業
- バリアフリー化事業
- メンテナンス事業

個別計画にて事業を実施、進捗を管理。
主な事業を道路整備プログラムへ掲載する。

1

2

3

道路事業

4

5

高規格幹線道路の整備促進

中部横断自動車道、新東名高速道路の整備を促進し、広域交通の高速性、安全性、快適性を確保します。

中部横断自動車道



■ 中部横断自動車道
■ 新東名高速道路
■ 清水連絡路：至清水JCT



■ 併用区間
●●●● 未定(基本計画区間)

市内の開通状況



写真：中日本高速道路株式会社提供

1
2
3 道路事業
4
5

中部横断自動車道の概要

- ・ 静岡市清水区から山梨県甲斐市を経由し、長野県小諸市に至る約132kmの高規格幹線道路
- ・ 計画車線数4車線、設計速度80km/h
- ・ 市内の通過延長：11.4km
- ・ 市内事業主体：中日本高速道路株式会社
- ・ 市内区間開通：平成31年3月10日
- ・ 供用区間：新清水JCT～双葉JCT、八千穂高原IC～佐久小諸JCT
※開通した区間は、暫定2車線で供用

中部横断自動車道の建設により期待される効果

- ・ 広域高速交通ネットワークの形成
- ・ 静岡・山梨・長野を繋ぐ南北軸の連携強化
- ・ 大規模災害時の代替路及び緊急輸送道路の確保
- ・ 産業・観光活動の広域化
- ・ 国道52号の慢性的な渋滞の解消
- ・ 清水港を拠点とする港湾物流ネットワークの広域化



国土交通省へ早期開通を要望

新東名高速道路



新静岡IC



静岡SA (下り)
(スマートIC接続)



清水PA

写真：中日本高速道路株式会社提供

1

2

3

道路事業

4

5

新東名高速道路の概要

- ・東京都から名古屋市を結ぶ約330kmの高規格幹線道路
- ・計画車線数6車線、設計速度120km/h
- ・市内の通過延長：38.3km
- ・事業主体：中日本高速道路株式会社
- ・供用区間：海老名南JCT～新秦野IC
新御殿場IC～名港中央IC
- ・整備区間：新秦野IC～新御殿場IC



交通状況(新静岡IC付近)

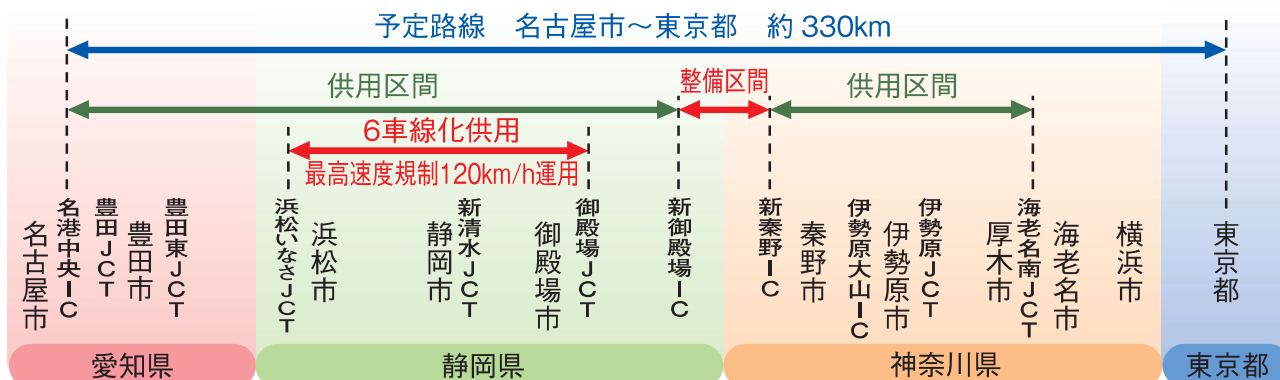
新東名高速道路の建設により期待される効果

- ・広域高速交通ネットワークの形成
- ・東西軸の大動脈となり、首都圏・中京圏との連携の強化
- ・大規模災害時の代替路及び緊急輸送道路の確保
- ・産業・観光活動の広域化
- ・東名高速道路の慢性的な渋滞の解消



静岡SAスマートIC(下り)利用状況

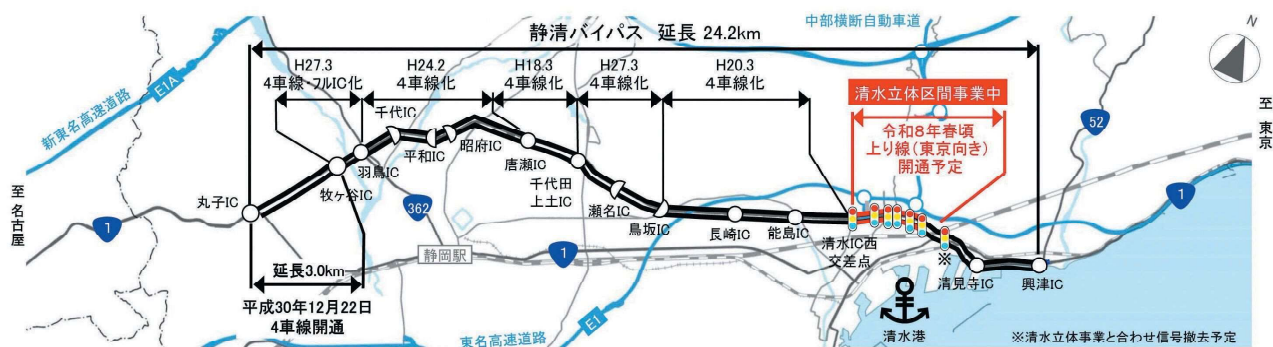
<概略路線図>



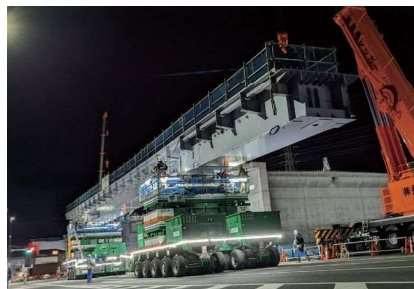
国土交通省直轄国道の整備促進

国道1号静岡バイパスの立体化の整備や、国道1号無電柱化事業を促進し、広域交通等の高速性、安全性、快適性を確保します。

国道1号静岡バイパス



清水立体(着手前)



清水立体(施工状況)

国道1号静岡バイパスの概要

- ・ 市内清水区興津東町～駿河区丸子「二軒家」を通過する24.2kmの地域高規格道路
- ・ 平成9年に全線暫定供用(2車線)、平成30年に全線4車線供用
- ・ 供用後の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るため立体化の整備中
- ・ 事業主体 : 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所
- ・ 進捗状況(市内) :

八坂交差点～鳥坂IC	4車線化(平成19年度 供用)
昭府地区	4車線化(平成23年度 供用)
唐瀬IC～羽鳥IC	4車線化(平成23年度 供用)
鳥坂IC～千代田上土IC	4車線化(平成26年度 供用)
羽鳥IC～牧ヶ谷IC	4車線化(平成26年度 供用)
牧ヶ谷IC～丸子IC	4車線化(平成30年度 供用)
清水立体(横砂地区～八坂地区)	立体化(平成28年度 工事着手)

国道1号静岡バイパス立体化により期待される効果

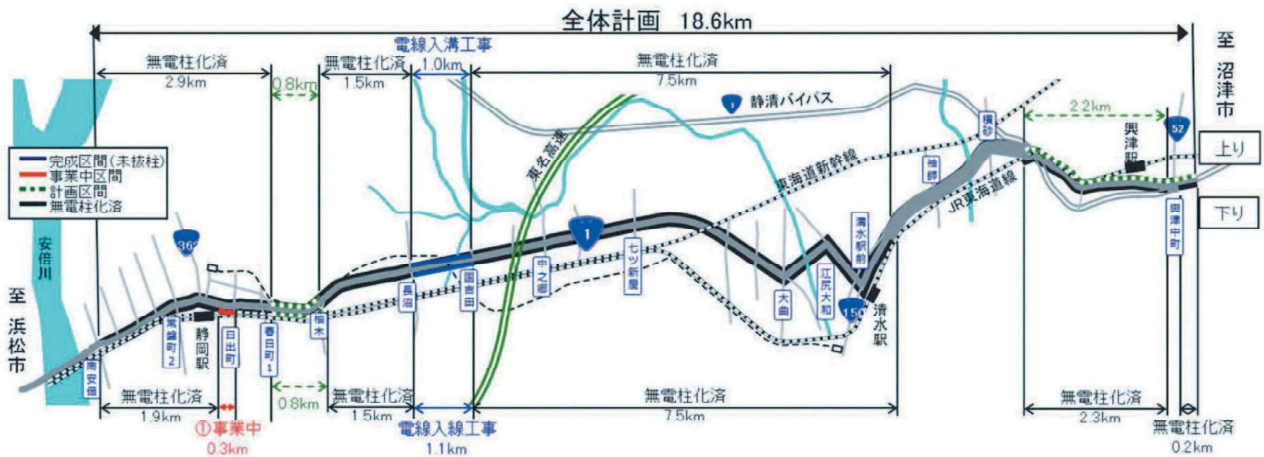
- ・ 静岡中部都市圏の連携強化
- ・ 静岡市域の経済発展
- ・ 慢性的な渋滞の解消及び交通環境の改善
- ・ 大規模災害時の代替路及び緊急輸送道路の確保

図: 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所提供

国道1号 無電柱化事業

歩道上の電柱や電線類を無くし、快適で安全な歩道空間を確保するために、上空の電線類を地下にまとめて収容する「電線共同溝」を整備しています。電線共同溝の整備により、歩道空間が広くなり歩道の景観が美しくなるばかりでなく、災害時などの二次災害に対する安全性も向上します。

① 国道1号 静岡市葵区栄町～葵区黒金町 (L=0.3km) の本体工事、電力・通信設備工事を推進



整備効果 (駿河区中吉田)



図及び写真：
国土交通省
中部地方整備局 静岡国道事務所提供

国道1号 交通安全

事故データや地域の声に基づき交通事故の危険性が高い区間を「事故危険区間」として選定し、事故要因に即した対策を重点的・集中的に講じることにより効率的・効果的な交通事故対策を推進します。



【令和5年度の主な事業箇所】

- ① 国道1号 丸子地区交差点改良
- ② 国道1号 黒金町地区通行空間整備

図及び写真：
国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所提供

■ 新設、改築事業(国道)

静岡市は、一般国道149号、150号、362号の3路線、約53kmを管理しています。

これらの国道は、市街地と国際拠点港湾である清水港などの交通拠点及び、近隣都市を結ぶ重要な幹線道路であり、本市では、このような幹線道路の整備を推進し、交通渋滞の解消や移動時間の短縮などによる地域経済の活性化を図ります。

また、道路整備に伴う走行速度の向上により、自動車から排出されるCO₂、NO_xなどの大気汚染物質の排出量が低減され、環境負荷の軽減にもつながります。

国道150号 久能拡幅

事業期間：平成20年度～

整備延長：L=4.2km

車線数：4車線

慢性的な渋滞の解消による円滑な交通の確保と、清水港や観光施設へのアクセス強化を図る目的で、久能地区における国道150号の4車線化を進めています。



整備の状況(駿河区西平松)

1

2

3

道路事業

4

5

国道150号 静岡バイパス

事業期間：平成元年度～令和5年度

整備延長：L=2.3km

車線数：4車線

地域の主要渋滞箇所である中島交差点の渋滞解消と、安全で円滑な交通の確保や、沿道環境の改善を目的として、バイパス整備を進めています。

下島～大浜街道線までの0.9km区間は平成12年度に供用開始し、立体化区間の1.4kmについては平成29年度に高架部を供用開始しました。現在、平面部について整備を進めています。



事業箇所(全体)

1

2

3

道路事業

4

5

■ 新設、改築事業(県道)

静岡市は35路線、約422kmの県道を管理しています。南北に長く、北部に急峻な地形を有する本市において、県道は市民生活に欠くことのできない生命線であるとともに、南部においては東名高速道路や国道1号などの主要幹線道路と連携し、活力ある都市活動を支える重要な役割を担っています。

現在、中部横断自動車道や国道1号静岡バイパスなどへのアクセス道路の整備を進めるとともに、渋滞箇所の解消や地域間交流を促進する道路整備を進めています。これらの道路整備により、山間地域では、緊急車両の到達時間短縮や大雨などによる交通規制の減少など、安全で安心な暮らしの実現に大きく寄与することが期待されます。

主要地方道 清水富士宮線 (庵原～伊佐布)

事業期間：平成5年度～令和4年度

整備延長：3.3km

車線数：4車線(一部2車線)

主要地方道清水富士宮線は、国道149号から国道139号(富士宮市)に至る、静岡市清水区における南北幹線道路であり、本事業は新東名高速道路清水いはらICから国道1号静岡バイパスまでの区間のアクセス向上及び、広域交流拡大を目的として、現在バイパス道路の整備を進め、令和5年2月に全線開通しました。



事業箇所(一部)

主要地方道 井川湖御幸線（下～松富上組） 都市計画道路 静岡駅賤機線（昭府町・松富・松富2）

事業期間：平成17年度～
整備延長：5.3km
車線数：4車線

主要地方道井川湖御幸線は、静岡市葵区口坂本からJR静岡駅前の国道1号に至る、静岡市葵区の南北を結ぶ幹線道路であり、新東名高速道路の新静岡ICにアクセスする路線です。

本事業は、現況2車線の現道を4車線に拡幅整備することで、静岡市葵区中心部から新東名高速道路の新静岡ICへのアクセス強化並びに渋滞箇所の解消が期待されます。



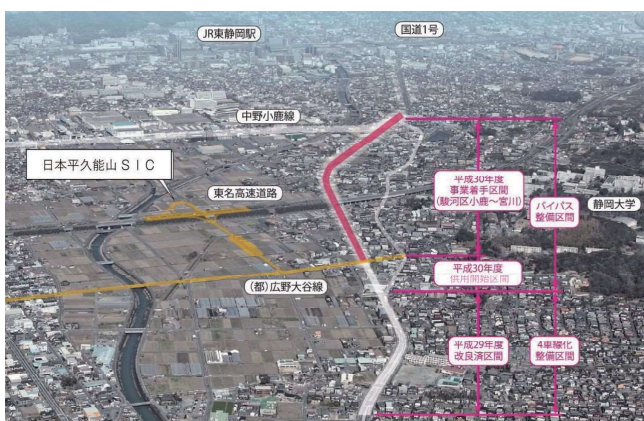
事業箇所(全体)

主要地方道 山脇大谷線（小鹿～宮川）

事業期間：平成30年度～
整備延長：L=1.5km
車線数：4車線

主要地方道山脇大谷線は、国道150号より国道1号、国道1号静岡バイパスを経て新東名高速道路新静岡ICと接続し、本市を南北に縦断する主要幹線道路です。

本事業は、現道の狭隘区間の解消及び日本平久能山スマートICへのアクセス道路確保のため、バイパス道路の整備を進めています。



事業箇所(全体)

主要地方道 梅ヶ島温泉昭和線（大河内橋）

事業期間：平成19年度～令和5年度
整備延長：L=0.7km
車線数：2車線

葵区渡地区に架設されている大河内橋は架設後60年以上が経過し老朽化が進み、また、幅員が狭くすれ違いが困難であることから、橋梁の架替及び取合道路の整備を行うことで交通環境の改善を図ります。

令和2年3月に新橋が開通し、現在旧橋の撤去を進めています。



整備中の大河内橋の様子

1

2

3

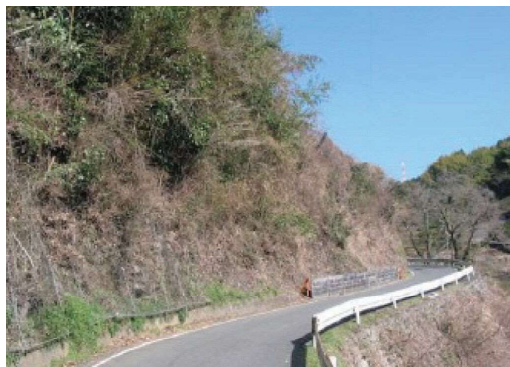
道路事業

4

5

一般県道 茂畑横砂線

清水区の間山地域に位置する当路線は、バス路線であるにもかかわらず狭隘で見通しも悪く、大型車のすれ違いも困難となっています。また、防災上も対策が必要な箇所であることから、1.5車線の道路整備の手法を取り入れ、狭隘区間の解消を図ることで安全・円滑な道路整備を推進します。



整備前



整備後

■ 新設、改築事業(市道)

静岡市は、10,431路線、約2,704kmの市道を管理しています。市道は、国道や県道を結ぶ幹線道路や、市民生活に欠くことのできない生活道路といった様々な役割を担っています。市道の役割に応じた道路整備を推進することにより、地域間の交流促進や、市民生活の安全の確保を図ります。

市道国吉田瀬名線（葵区川合）

事業期間：平成12年度～令和4年度

整備延長：L=1km

車線数：2車線

市道国吉田瀬名線は、市内を南北に結ぶ重要な都市計画道路です。本事業は、国吉田瀬名線を葵区川合三丁目まで延伸させるもので、市内南北方向の交通連携の強化を図り、交通の円滑化や各地域間のアクセス向上による交流促進に寄与します。

令和5年3月に開通しました。



事業箇所(全体)

都市計画道路 宮前岳美線（3工区）

事業期間：平成17年度～令和一桁代後半

整備延長：L=0.6km

車線数：4車線

都市計画道路宮前岳美線は、国道1号静岡清水バイパス唐瀬ICと主要地方道静岡清水線(北街道)の間を南北方向に結ぶ重要な路線です。当該箇所が整備されることにより、周辺地域における交通の円滑化や安全性の向上が図られます。



事業箇所

1

2

3

道路事業

4

5

都市計画道路 丸子池田線（曲金）

事業期間：令和元年度～令和一桁代後半

整備延長：L=0.8km

車線数：4車線

都市計画道路丸子池田線は、駿河区を東西方向に結ぶ重要な路線です。当路線が整備されることにより、並行する国道1号や一般県道静岡草薙清水線、市道中野小鹿線などとともに市内における重要な東西軸として機能するほか、交通の分散により、周辺地域における交通混雑の緩和が期待されます。



事業箇所(全体)

都市計画道路 一里山長崎線

事業期間：平成20年度～令和一桁代後半

整備延長：L=0.4km

車線数：2車線

都市計画道路一里山長崎線は、国道1号静岡バイパス、国道1号、一般県道静岡草薙清水線の3路線を南北に結ぶ重要な路線です。本事業は狭隘なまま残る七ツ新屋地区の拡幅整備を行うことで、安全な交通環境を実現するものです。



事業箇所

都市計画道路 日の出町押切線（北脇）

事業期間：平成20年度～令和一桁代後半

整備延長：L=0.5km

車線数：2車線

都市計画道路日の出町押切線は、清水港日の出埠頭を起点とし、一般県道静岡草薙清水線、国道1号、国道1号静岡バイパスを経て清水区北部の押切に至る、南北方向を結ぶ重要な路線です。当路線が整備されることにより、周辺地域における交通問題の解消及び環境改善により、都市内交通の円滑化が図られます。



事業箇所(全体)

1

2

3

道路事業

4

5

市道羽衣海岸線

事業期間：平成16年度～

整備延長：L=2.2km

車線数：2車線

市道羽衣海岸線は、静岡市南東部の三保半島を東西に結ぶ都市計画道路です。また、国道150号から世界文化遺産富士山の構成資産である名勝三保松原へアクセスする道路として位置づけられています。現在、「三保松原」への主要アクセス道路が（一）三保駒越線のみであり、本路線の整備によりアクセス性の向上及び交通の分散による交通混雑の緩和が期待されます。



事業箇所

1

2

3

生活道路の改良

市道は、市民の生活空間の一部であり、市民生活と密接に関わる社会基盤です。市民の安全で安心な生活を確保するために、側溝改修などの生活道路の改良工事を実施しています。

事例：市道東大曲町2号線



工事施工前



工事施工後

4

5

■ 自転車走行空間ネットワーク整備事業

自転車・歩行者・自動車が安全かつ快適に通行できる環境を実現するため、通勤・通学等の日常生活において利用する道路やサイクリングコースとしてニーズの高い路線の自転車走行空間整備を推進します。

市道 柳橋大曲線（清水区元城町）

整備前

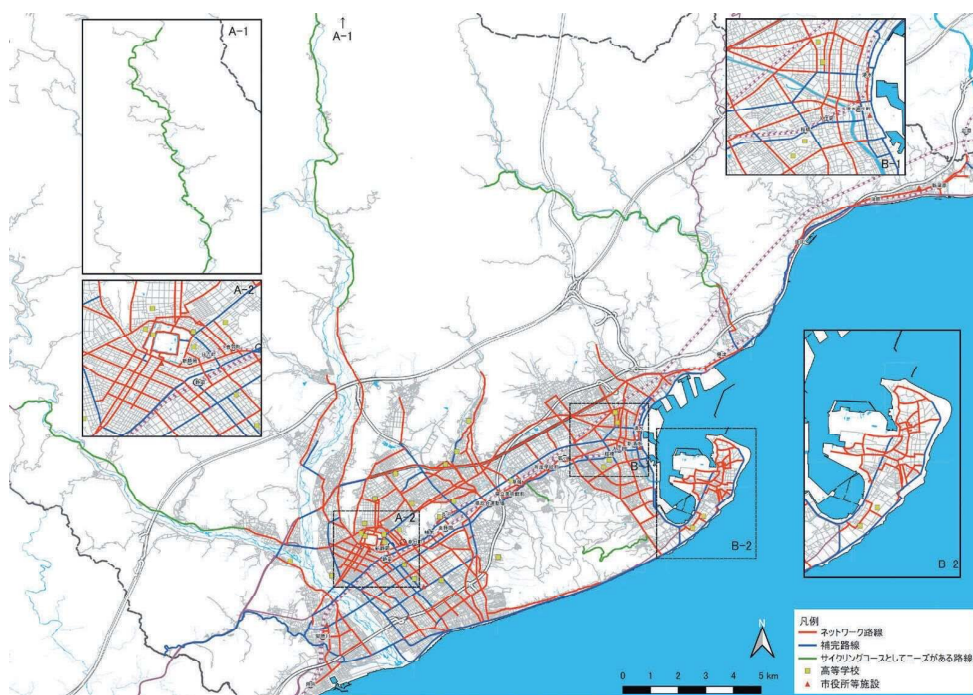


整備後



1
2
3
道路事業

静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画 路線図



整備手法の例



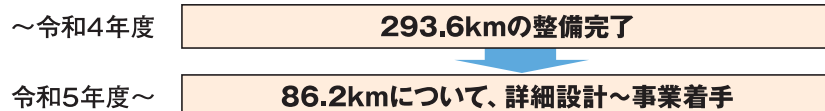
矢羽根マーク



自転車ピクトグラム

4
5

整備の計画



無電柱化事業

無電柱化推進計画に基づき防災機能の強化、安全・円滑な交通の確保、景観形成・観光振興等の観点から、必要性の高い道路の無電柱化を進めています。

一般県道 高松日出線（駿河区八幡一丁目）

整備前



地震や風災害による電柱倒壊リスク、都市景観の阻害

整備後



被災時の防災機能の強化、都市景観の向上

◆令和5年度 事業予定箇所

区	路線名	箇所
葵区	(市)御幸町鷹匠町2号線	御幸町ほか
駿河区	(主)山脇大谷線	大谷二丁目ほか
清水区	(国)149号	万世町二丁目ほか

歩行空間整備事業

交通事故が多発している道路や通学路などの特に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通事故対策や歩行空間の確保などを実施し、すべての方が安全に道路を利用できるような整備を進めています。

国道362号（葵区富沢）

整備前



歩道がなく、歩行者が危険な状況

整備後



歩道設置による安全な歩行空間確保

◆令和5年度 事業予定箇所

区	路線名	箇所
葵区	(一)平山草薙停車場線	瀬名一丁目ほか
駿河区	(市)丸子新田広野三丁目線	下川原三丁目ほか
清水区	(主)静岡清水線	大内ほか

1

2

3

道路事業

4

5

道路自然災害防除事業

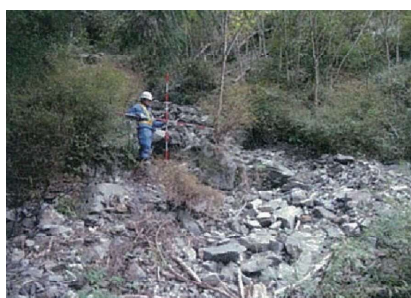
市域の80%以上が中山間地域である本市において、道路を利用する方に安全な走行空間を提供するため、道路の斜面などを定期的に点検し、危険な状態が確認された箇所について対策工事を実施しています。

のり面の維持管理

道路防災点検やパトロールの結果から「落石」・「土砂崩れ」・「地すべり」などが発生しそうな斜面について、重要度・危険度を診断し、緊急性に応じて対策を実施した後、点検記録を更新・蓄積するサイクルにより事業を実施していきます。

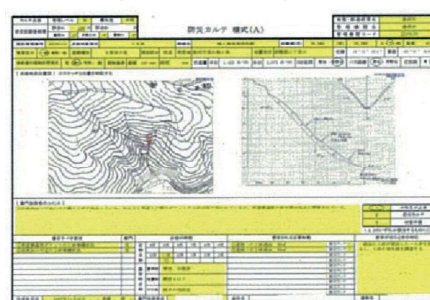


道路防災点検等の実施



斜面の安定度を調査

斜面状況の記録



危険箇所の情報を更新・蓄積

のり面对策工事の事例 (国) 362号 (葵区黒俣)

整備前



日常的に落石が発生している不安定な斜面

整備後



落石防護柵を設置し道路利用者の安全を確保する

(一) 三ツ峰落合線 (葵区落合)

整備前



日常的に落石が発生している不安定な斜面

整備後



切土、植生マット、吹付砕工を実施し、道路利用者の安全を確保する

1

2

3

道路事業

4

5

道路パトロール

安全かつ円滑な交通の確保と道路施設の保全を図るため、定期的に道路パトロールを実施し、異常を発見した場合には早急に適切な措置を講じています。

パトロールの概要

①通常パトロール

11コース（国県道主体に5コース・市道主体に6コース）を設定
パトロール車2台で年間194日実施（令和4年度実績）
年間走行距離 約54,000km（1台あたり約27,000km）
（パトロール車1台の1日平均走行距離 約140km、1日平均運行時間 約7.0時間）
※令和4年度不良箇所発見実績 3,026件

②自転車パトロール

自転車歩行者専用道を中心とした葵、駿河、清水の3コースを毎月1回実施（1コース約30km）
※令和4年度不良箇所発見実績 156件

③一斉パトロール

市街地内をブロックに分けた全44コースの全市道を対象に実施
（葵区：13コース、駿河区：14コース、清水区：17コース）
ゴールデンウィーク前、お盆前、年末に各1回、年3回実施
※令和4年度不良箇所発見実績 362件

④夜間パトロール

道路照明、視線誘導灯などの状況確認のため、市街地内道路を中心に、葵、駿河、清水の3コースを設定
夏期休暇前、年末に各1回、年2回実施
※令和4年度不良箇所発見実績 38件

⑤歩行パトロール 通常パトロールで視認できない箇所について、必要なときに徒歩により実施

⑥特別パトロール 必要が生じた場合に、特別に点検目標を定めて実施

※令和4年度道路パトロール不良箇所発見実績合計 3,582件



パトロール風景



補修状況

1

2

3

道路事業

4

5

静岡市道路橋耐震化計画

★ 地震に強い橋を目指して、計画的に耐震補強を実施します。

背景

兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震において、落橋や橋脚の破損などの被害が発生し、道路の通行が不能になるなど災害時のネットワークの確保が困難な状況となりました。

このような状況を受け本市では、今後発生が予想される巨大地震に対し、緊急輸送路などの主要な道路に架かる道路橋の耐震化を行うことによって落橋などの致命的な状況を防ぎ、地震発生後も物資輸送など確実な通行機能を速やかに確保するため、耐震化対策を推進しています。

現在では、特に緊急度の高い道路橋の耐震化対策は完了したものの、依然として対策が必要な道路橋は多数存在しているため、引き続き事業を実施しています。

目的

★ 落橋等の甚大な被害を防止し、防災上重要な路線の通行機能を確保

これまでの取り組み状況

国土交通省の「緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム」を受け、緊急輸送路上に架かる橋脚を有する2径間以上の道路橋を対象として耐震対策を実施しました。その後、平成23年度に策定した「静岡市橋梁耐震化計画」に基づき、複数径間の道路橋を対象とし、耐震対策を実施してきました。

現在、限られた予算の中で耐震対策を行っていくために、地震発生の際、市民の避難や緊急・救援活動、物資輸送などを行う道路ネットワークを確保することを目指し、平成30年度に「静岡市道路橋耐震化計画」を策定し、耐震対策を実施しています。

今後の予定

平成30年度に策定した「静岡市道路橋耐震化計画」に基づき、耐震化事業を実施していきます。

◆ 令和5年度 主要な事業予定箇所(耐震化) ◆ 道路橋耐震化事例(石部海上橋)

No	路線名	橋梁名
1	(一)静岡焼津線	石部海上橋
2	(一)入江富士見線	桜橋
3	(市)坂本線	清沢本橋
4	(市)井川雨畑線	小河内大橋
5	(市)清水日本平線	望岳橋

※(一): 一般県道 (市): 市道



橋脚補強(巻立て工法)の実施状況

1

2

3

道路事業

4

5

道路橋の耐震化の方向性

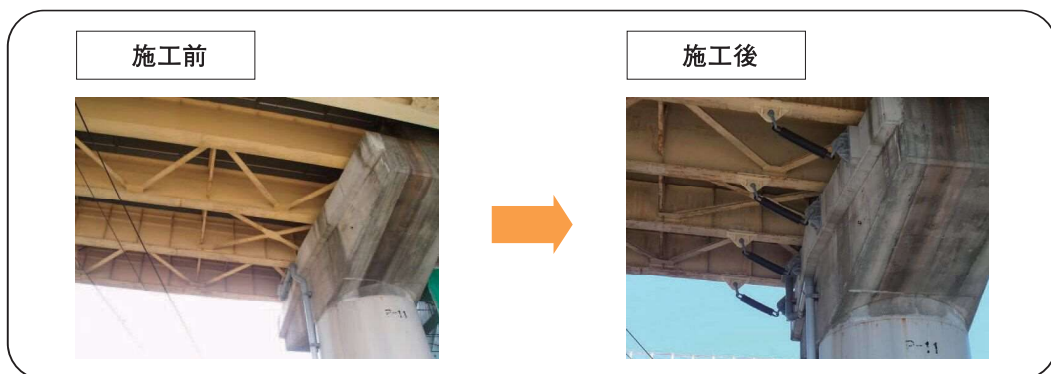
現在、平成24年度に改訂された道路橋に関する基準に基づき、過去の地震による被災状況や損傷を踏まえ、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保することを目標に、防災上重要な路線に架橋する道路橋の耐震化を実施しています。

対策路線(防災上重要な路線)

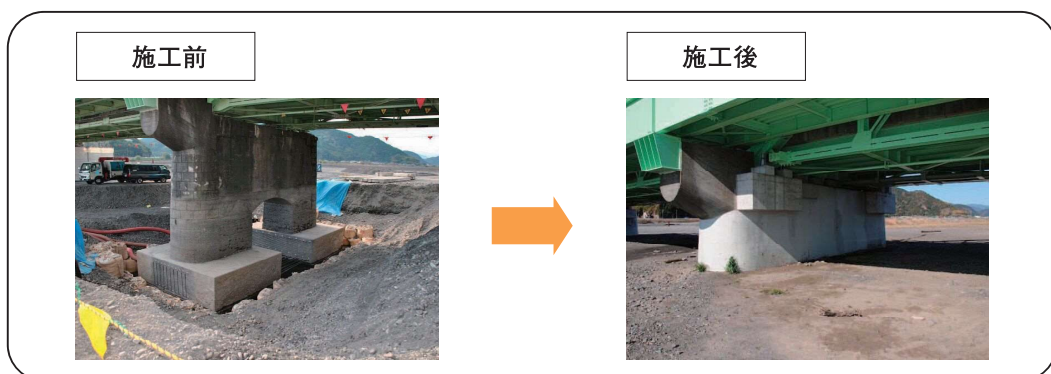
- ・緊急輸送道路
地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路
- ・緊急輸送道路補完路線
緊急輸送道路が万一災害などで閉鎖された場合に、代替路となり得る道路
- ・孤立集落対策路線
災害によって集落が孤立するおそれのある道路
- ・跨線橋・跨道橋
鉄道や高速道路を跨ぐ道路橋(落橋した場合、与える影響が特に大きい)

主な対策内容

- ・落橋防止システム設置
桁かかり長、落橋防止構造、横変位拘束構造の3要素で構成され、このうち必要な要素を設置することにより上部構造の落下を防止します。
- ・橋脚補強(橋脚のある道路橋)
既設橋脚を鉄筋コンクリート、繊維材、鋼板、モルタル等で巻立てることにより橋脚のじん性、曲げ耐力、せん断耐力の向上を図ります。



◆ 耐震補強の事例(落橋防止システム設置)



◆ 耐震補強の事例(橋脚巻立て)

1

2

3

道路事業

4

5

静岡県道路構造物維持管理計画

静岡県道路構造物維持管理計画（道路橋編）

道路構造物の計画的な維持管理

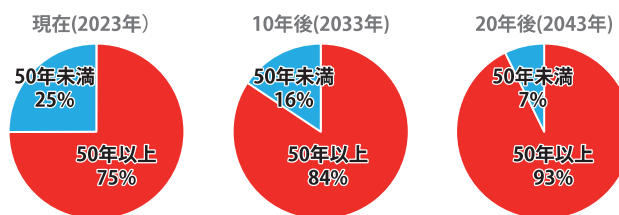
静岡県では、橋梁、トンネル、及び舗装等の重要な道路施設について維持管理計画を策定し、計画に基づき対策を進めています。

背景

静岡県が管理する道路橋は、高度経済成長期（1955～1975年頃）に大量に架設され、国内の道路橋の傾向に比べ高齢化が急速に進んでおり、維持管理のための予算はこれまで以上に必要とされます。

しかしながら、生産年齢人口の減少による税収の減少や、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の増大による厳しい財政状況下、維持管理に充てられる予算も限られることが懸念されています。

【道路橋】建設後50年以上(高齢化)の割合



図：管理する道路橋の割合【R5.3】

目的

静岡県管理道路橋の予防保全の推進による「長寿命化」及び「維持管理コストの縮減」

これまでの取り組み状況

平成19年度に「静岡県土木構造物健全化計画（橋梁編）」を策定し、平成23年度には管理区分の考えを取り入れ「予防保全管理」による健全化事業を推進してきました。

現在は、近接目視による定期点検で得られた情報を反映させた「道路構造物維持管理計画（道路橋編）H31.3」により、道路橋のさらなる「長寿命化」の実現に向け、補修などの対策を実施しています。

- ・全橋の定期点検結果を反映
- ・全橋予防保全型の維持管理を実施
- ・管理水準健全度HI60を基準に補修を実施し、長寿命化の効果発現

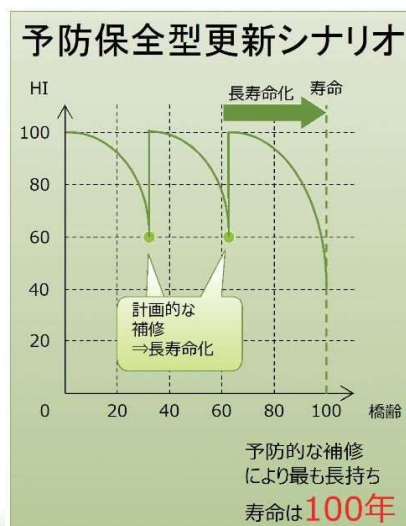
今後の予定

静岡県道路構造物維持管理計画（道路橋編）による下表の道路橋について補修等の工事を実施する予定です。

◆ 令和5年度 主要な事業予定箇所（橋梁補修）

No	路線名	橋梁名
1	(国)150号	南安倍川橋
2	(国)150号	用宗高架橋(上り)
3	(一)富士由比線	寺尾橋
4	(市)岩崎線	井川大橋
5	(市)長沼栗原線	栗原跨線橋

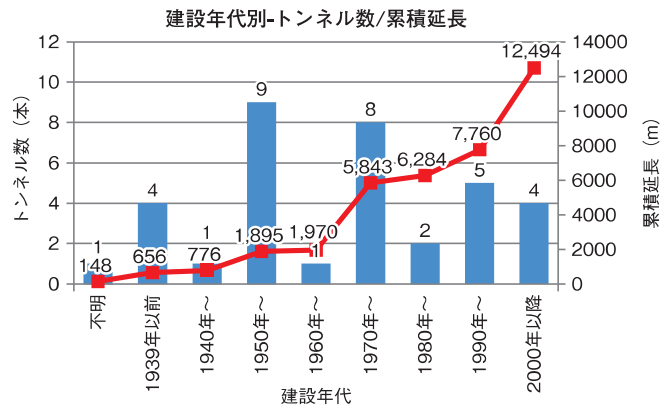
※(国):国道 (一):一般県道 (市):市道



静岡市道路構造物維持管理計画（トンネル編）

背景・目的

静岡市では、35本の道路トンネルを管理しており、総延長は約12.5kmにのびます。これらの多くが建設後30年以上経過しており、今後老朽化が進むことにより維持管理費の増大が懸念されます。このため、定期的に点検を実施し、劣化・損傷状況に応じて順次対策を実施しています。



トンネル定期点検の実施



- ・トンネルの健全性を点検

トンネルの健全性の判定基準

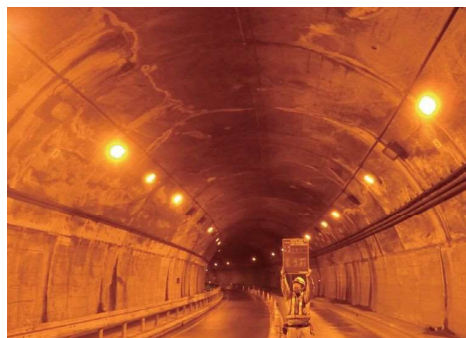
区分	状態
I 健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

- ・劣化、損傷状況を判定基準により評価

これまでの取り組み状況

トンネル補修工事の実例（主）梅ヶ島温泉昭和線美和トンネル（葵区西ヶ谷）

整備前



背面の空洞などの影響により壁面にひび割れが生じているトンネル

整備後



背面への注入剤の充填及び壁面の補強

今後の予定

令和5年度 主要なトンネル設備更新実施予定箇所

路線名	事業概要
1 (国)150号(新日本坂トンネル)	設備更新
2 (一)藤枝静岡線(宇津ノ谷隧道)	照明灯更新
3 (一)静岡焼津線(石部隧道)	照明灯更新

静岡市道路構造物維持管理計画（舗装編）

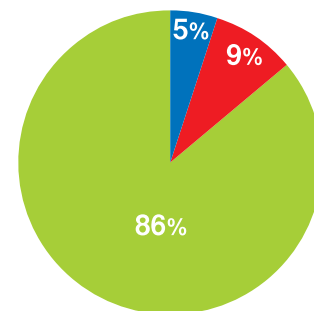
目的

平成30年度に改定した「静岡市構造物維持管理計画（舗装編）」に基づき、路面の状態を点検し、補修が必要か否かを診断することで、著しい劣化が発生する前に、計画的な補修を実施しています。

地域区分 交通量区分	地域類型			
	DID	市街地	平地	山地
N6以上	B			
N5	B	C		
N4	C			
N3以下	D			

静岡市の道路分類

道路分類における管理延長



■ 分類B ■ 分類C ■ 分類D

これまでの取り組み状況

路線を交通量、利用形態等から3タイプに区分し、メリハリをつけた対応をする。

<分類について>

分類B：都市部の国県道・主要な市道等

- 〈例〉 (国) 150号
 (主) 井川湖御幸線 (バイパス以南)
 (市) 中野小鹿線

分類C：山間部の国県道・2車線程度の市道等

- 〈例〉 (国) 362号 (山間部)
 (一) 茂畑横砂線
 (市) 袖師村松線

分類D：住宅地の区画道路等

調査

- 分類B：機械調査(ひび割れ、わだち掘れ、IRI)
 分類C：機械調査(ひび割れ)
 分類D：目視

補修方法(応急維持は共通)

分類B・C

- ① 予防的維持：シール材注入、加熱薄層舗装等
 ② 予防修繕：切削オーバーレイ等
 ③ 修繕：打ち換え等(土質調査等により)

分類D

- ① 維持：局部打ち換え、オーバーレイ、加熱薄層舗装等

今後の予定

- ・整備計画による工事の実施
- ・職員技術力向上のための研修会実施など



測定車を用いるなどして道路の状態を定期的に把握し、補修箇所選定に役立ちます。

維持・予防修繕を取り入れた補修



① 加熱薄層舗装



② シール材注入

1

2

3

道路事業

4

5

河川事業

1

2

3

4

河川事業

5



4 河川事業

河川事業の役割

静岡市内には、一級河川安倍川、藁科川や二級河川巴川といった大規模河川が流れています。

中でも静岡・清水平野を流れる巴川は、川の勾配が緩く流下能力が低いため、昭和49年7月7日に起きた七夕豪雨など、洪水が度々発生してきました。

このため、静岡市では、昭和39年に制定された河川法に基づく、水系一貫管理制度の導入など、「治水」・「利水」に重点を置いた河川行政を進めてきました。

また、社会情勢の変化に伴う河川に求めるものが多様化し、平成9年に河川法が一部改正され、新たに河川環境の整備・保全が位置付けられました。

これにより河川整備にあたっては、「治水」・「利水」・「環境」のそれぞれの側面から地域の特色を考慮し、その個性を活かした川づくりを進めています。

管理河川一覧

本市が管理する河川は、一、二級河川と準用河川及び普通河川に大別され、一、二級河川と準用河川は下表のとおりです。

一、二級河川					
水系別		河川名	区 間		河川延長(m)
水系区分	水系名		起 点	終 点	
一級	安倍川水系	大門川	葵区建穂2丁目504番3地先の市道橋	一級河川藁科川への合流点	2,180
〃	〃	小豆川	駿河区北丸子1丁目944番3地先	一級河川丸子川への合流点	1,150
〃	〃	秋山川	葵区松富士組字茶臼1132番の2地先の県道橋	一級河川安倍川への合流点	1,390
二級	巴川水系	大正寺沢川	駿河区大谷5899番地先	二級河川大谷川放水路への合流点	1,600
〃	浜川水系	浜川	駿河区西島849番の2地先の念仏橋	海に至る	1,870

準 用 河 川					
水系別		河川名	区 間		河川延長(m)
水系区分	水系名		起 点	終 点	
一級	安倍川水系	慈悲尾谷川	葵区慈悲尾字宮川192番地先の市道橋	一級河川安倍川への合流点	1,180
〃	〃	門屋川	葵区門屋字石脇834番地先の堰堤	〃	1,120
〃	〃	辰起川	葵区井宮町137番地先の県道橋	〃	1,040
〃	〃	有東木沢川	葵区有東木字大石287番の1地先	〃	1,620
〃	〃	有東木西沢川	葵区有東木字杉木沢1140番の1地先	準用河川有東木沢川への合流点	900
〃	〃	中新田北沢川	葵区有東木字雨津石1212番地先	〃	410
〃	〃	中新田西沢川	葵区有東木字中新田1058番地先	準用河川中新田北沢川への合流点	210
〃	〃	大沢川	葵区中之郷155番の1地先の市道橋下流端	一級河川内牧川への合流点	2,400
〃	〃	大鈿川	駿河区丸子字大鈿6094番地の1地先 大鈿不動尊入口の橋下流橋	一級河川丸子川への合流点	1,660
〃	〃	原田川	葵区足久保口組字原田364番の1地先県道	一級河川足久保川への合流点	500
〃	〃	産女沢川	葵区産女1224番の6地先の農道橋	一級河川藁科川への合流点	970
〃	〃	出口川	葵区羽鳥字村上78番の1地先の村上橋	〃	600
〃	〃	御用水川	葵区福田ヶ谷字猪ノ鼻新田377番の1地先の諸岡橋	一級河川安倍川への合流点	1,600
〃	〃	内宮川	葵区内牧字山崎237番地先の山寄橋	一級河川内牧川への合流点	660
二級	巴川水系	安東川	葵区池ヶ谷字佐渡247番の5地先の市道橋	葵区岳美一丁目15番6地先の市道無名橋下流端	988
〃	〃	猿田川	葵区北字内名引1896番の1地先	二級河川巴川への合流点	850
〃	〃	長沢川	駿河区大谷字尾垂ヶ谷5281番地先	二級河川長沢川への合流点	960
〃	〃	常念川	清水区南矢部字三角498番の2地先の市道橋	二級河川巴川への合流点	1,470
〃	〃	谷津沢川	清水区馬走字宗舟204番の1地先の市道橋	二級河川大沢川への合流点	1,260
〃	〃	四方沢川	清水区長崎字五反田267番地先の市道橋	二級河川巴川への合流点	1,870
〃	〃	旧巴川	清水区能島字東屋敷191番の6地先	〃	477
〃	〃	業師沢	清水区大内字鳥居406番の1	〃	1,010
〃	〃	和田川	清水区梅ヶ谷475番の3地先の和田川橋	〃	2,330
〃	小坂川水系	大和田川	駿河区大和田363番地先	二級河川小坂川への合流点	950
〃	庵原川水系	吉原川	清水区吉原字向田1717番の2地先の農道橋	二級河川山切川の起点	1,050
〃	浜川水系	道成寺川	駿河区下島413番の1地先	二級河川浜川への合流点	918
〃	神沢川水系	神沢川	清水区神沢字大沢1349-2番地先	二級河川神沢川への合流点	470
単独	旧大谷川水系	旧大谷川	駿河区西平松字西前汐入397番の1地先	海に至る	790
〃	浜田川水系	浜田川	清水区駒越字殿沢2192番の4地先の市道橋	〃	1,350
〃	新川水系	新川	清水区宮加三字天神前807番の1地先の市道橋	〃	1,320
〃	〃	大橋川	清水区村松字藤九郎街道2203番の1地先の市道橋	準用河川新川への合流点	2,190

1

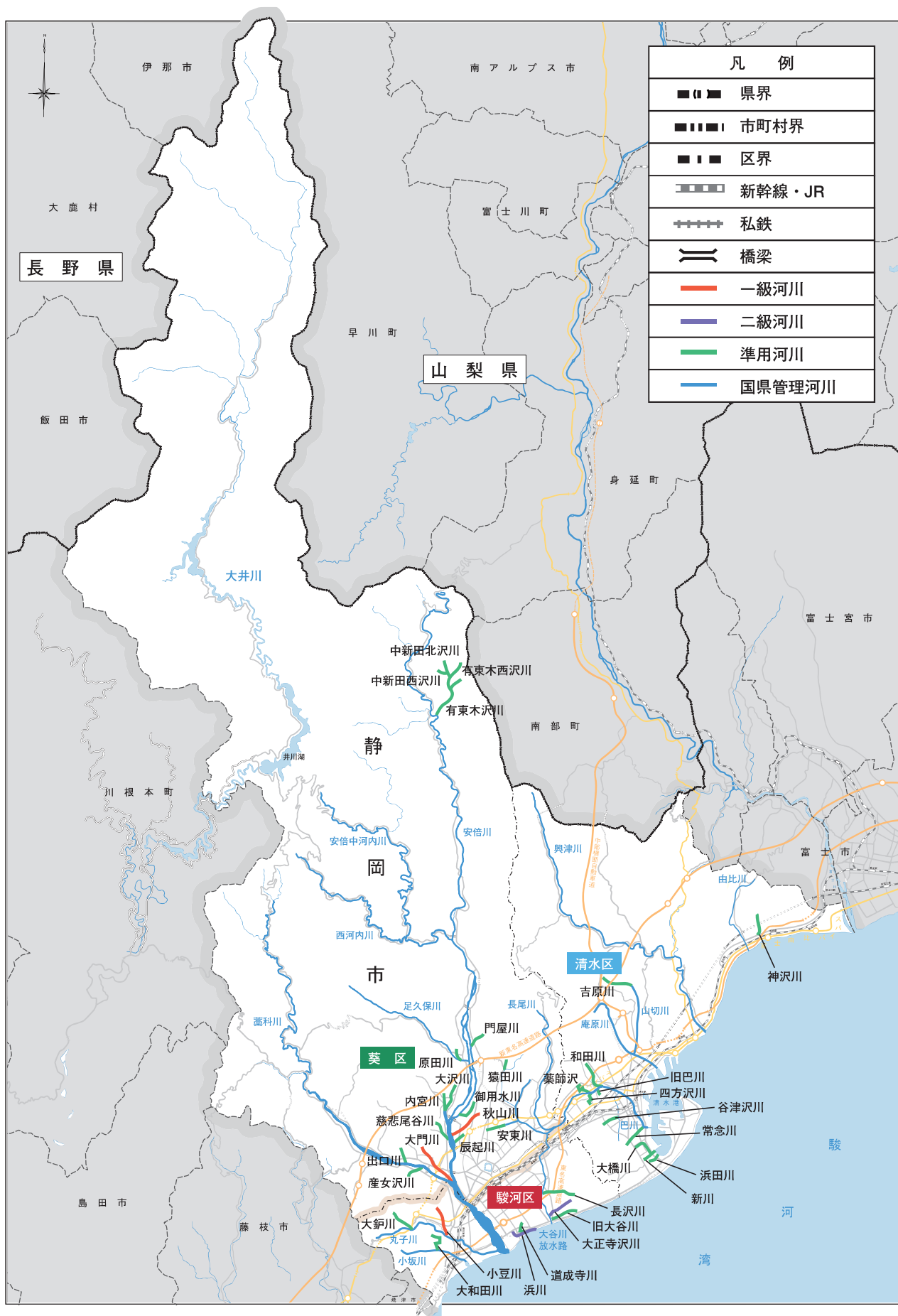
2

3

4

河川事業

5



■ 浸水対策推進プラン

近年、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に加え、局地的かつ短時間の集中豪雨等による浸水被害が市内各地で発生しています。このような状況を踏まえ、河川・下水道の基幹整備、公共公益施設等を利用した雨水流出抑制、浸水想定区域の情報提供等により、浸水被害の早期軽減に取り組む浸水対策推進プランを策定しました。

静岡市浸水対策推進プラン

浸水対策の基本方針

- ① 静岡市雨水総合排水計画に基づく整備の推進
- ② 雨水流出抑制対策の推進
- ③ 超過降雨への対応
- ④ 一、二級河川の整備促進

浸水対策地区の位置付け

平成元年度～平成16年度までの浸水被害履歴から市内41地区を浸水対策地区に選定しました。（重点投資による浸水対策を推進しています。）



豪雨による市内の浸水状況(平成16年6月)

浸水対策の基本施策

メニュー1 基幹施設対策

- 河川・下水道の排水施設増強
- 雨水総合排水計画に基づくおおむね7年に1度の雨に対する整備

- 浸水対策施設整備計画
浸水対策地区41地区に対し重点投資による対策の推進

並行して整備

メニュー2 雨水流出抑制対策

- 雨水貯留・浸透施設の設置
→要綱の制定・改定

市 所 管 施 設	→ 計画的設置
他 公 共 施 設	→ 協力依頼
大規模民間施設	→ 指 導
各 戸	→ 設置促進

- 流出抑制対策重点地区実施計画
流出抑制対策重点地区として巴川流域、下川原、登呂の3地区を指定し、市所管施設へ貯留施設を計画的に整備

- 補助制度拡充の検討
浸透施設、貯留タンク、不用浄化槽転用施設の設置に対する補助
(併せて市民の浸水対策意識の啓発)

メニュー3 超過降雨への対応

- メニュー2の推進
- 事前の情報提供による自助の促進等

フォローアップ
(プラン推進の検証等)

1

2

3

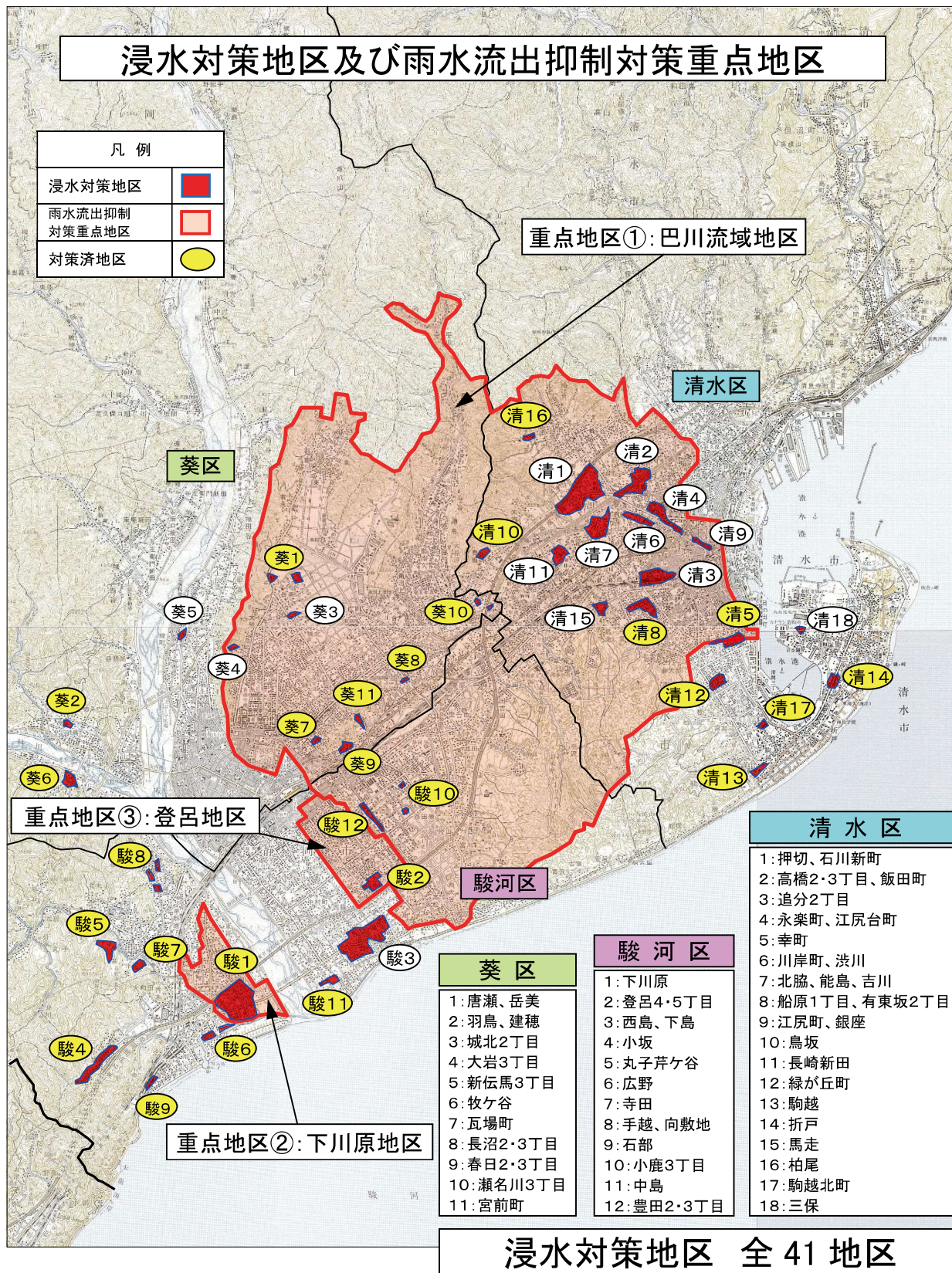
4

河川事業

5

平成元年度～平成16年度までの浸水被害履歴から、市内41地区を浸水対策地区に選定し、雨水総合排水計画に基づく整備を重点的に進める区域としました。

また、雨水流出抑制対策重点地区として3地区を指定し、市所管施設について計画的に整備を行っています。平成17年度よりプランに基づく浸水対策に着手し、令和4年度末で28地区が完了しました。



雨水貯留浸透施設整備事業

急速な市街化に伴う環境の変化は、都市の治水機能低下を招いており、安全・安心なまちづくりを図るよう、河川整備による治水安全度の向上が求められています。

さらには、将来の気候変動の影響による降雨量の増加等が予測されており、それらを考慮した治水対策の一環として、雨水流出量を軽減し、河川への負担を減らす効果が発揮される雨水貯留浸透施設の整備を進めていく必要があります。

雨水貯留機能を付加



改修前



改修後



河川構造物耐震・津波対策事業

南海トラフ巨大地震などが発生した際に想定される津波や地震に耐え、市民の安全安心を守るよう、市が管理している重要な河川構造物の耐震・津波対策を講じる必要があります。

令和2年度に、二級河川浜川の河口～浜川水門の耐震・津波対策が完了しました。順次、河川構造物の耐震・津波対策を実施していきます。

二級河川浜川



対策前の河口～浜川水門



対策後の河口～浜川水門

特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法とは

著しい浸水被害の発生又はその恐れのある都市部を流れる河川の流域において、浸水被害の防止を図るために、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定することにより、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留施設の整備、雨水流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等の総合的な浸水被害対策を推進します。

巴川流域における特定都市河川浸水被害対策法の適用について

平成11年の大谷川放水路の通水などにより被害は大幅に軽減されたものの、依然として浸水被害は発生しています。

これらの被害の形態は、水路等からあふれた内水による被害が多く、従来からの河川改修や下水道整備だけでは被害の解消には限界がきており、また都市化の進展や豪雨の激化などにより流域の治水安全度が低下する方向にあることから、効率的な河川・下水道整備を推進することと併せ、これまでの流域での取り組みを強化するため、平成21年4月1日より巴川及び巴川流域において同法が適用されています。

特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けて

①河川改修と下水道整備の緊密な連携

下水道管理者と河川管理者が緊密に連携する「流域水害対策計画」が平成22年3月に作成され、効果的な河川整備と下水道整備を一体的に行うことで、流域の安全度を早期に向上させます。

②流域における雨水浸透を阻害する行為の規制

従前に雨水が浸透していた土地を舗装などにより被覆する開発（雨水浸透阻害行為）を行う際は、静岡市長の許可が必要となり、許可にあたっては雨水貯留浸透施設の設置が義務付けとなります。

1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



3. 排水施設を伴う運動場等の設置



2. 土地の舗装



4. ローラー等により土地を締め固める行為



注)「宅地等」に含まれる土地：宅地※、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地：山地、林地、耕地、原野

③既存調整池の恒久化

これまでに民間で整備された雨水貯留浸透施設を、静岡市が「保全調整池」に指定し、既存調整池の埋立て行為について届出を義務付けるとともに必要な勧告を行うなど、既存調整池の恒久的な保全を図ります。

④都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫により想定される洪水被害については河川管理者が都市洪水想定区域として公表し、水路等からあふれた水により想定される浸水被害については下水道管理者が都市浸水想定区域として公表することによって、この区域における迅速な避難の確保に役立つ情報を提供します。

1

2

3

4

河川事業

5

静岡市治水交流資料館かわなび

昭和49年（1974年）7月7日、静岡市に未曾有の被害をもたらした七夕豪雨を契機として、県と市では巴川流域総合治水対策事業を進めてきました。当資料館は、過去の水害を学び、治水対策事業の重要性を啓発する学習施設として、平成21年4月にオープンしました。

立体地形図や大型スクリーンでの上映、タッチパネル方式の学習端末など、小学生から高齢者まで楽しみながら学習できる施設です。また、2階は治水に関する会議や学習など、多目的に利用できる交流スペースになっています。



⑤ 巴川データベース

情報端末で、巴川の自然や七夕豪雨、治水事業などについての学習や、巴川クイズを楽しむことができます。

④ 多目的スペース

2階は、治水に関する会議や学習、ワークショップなど様々な活動が可能なオープンスペースです。

③ 治水施設の仕組み

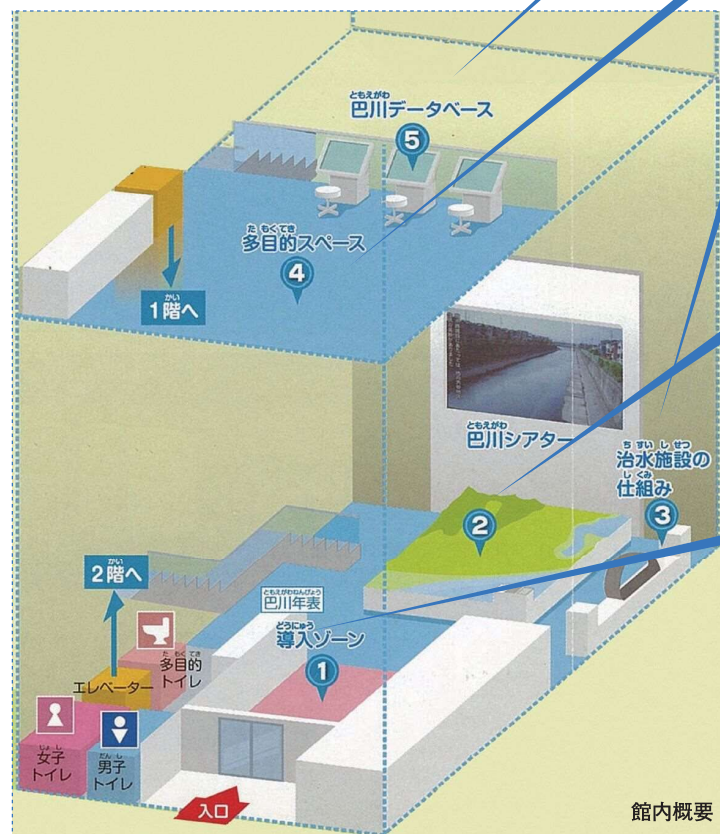
巴川総合治水対策事業や、治水施設の仕組みを展示しています。

② 巴川シアター

巴川流域の立体地図に映像を投射し、情報を表示します。200インチスクリーンではオリジナルの映像作品を上映するほか、壁面で降雨や水位の上昇などの演出を行います。

① 導入ゾーン

壁・床・天井に七夕豪雨の写真を展示しています。当時の被害状況を実感できます。



所在地	静岡市駿河区大谷二丁目24番11号
TEL/FAX	054-237-1322 / 054-237-1336
開館時間	午前9時～午後4時30分（最終入館午後4時）
休館日	毎週月曜日（祝休日の場合は開館し、翌日以降の最初の平日が休館）、12/27～1/4
入館料	無料



1

2

3

4

河川事業

5

その 他の 取 り 組 み

- 1
- 2
- 3
- 4

5

その他の取り組み



5 その他の取り組み

■ 災害復旧事業及び災害対策配備体制

災害復旧事業

台風や豪雨、地震などの異常な天然現象によって、河川の氾濫や道路の崩壊、がけ崩れなど公共土木施設に被害が発生した場合、日常生活や社会経済上も大きな影響を及ぼすことになります。

災害復旧事業は、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を受けて早期に復旧を図る事業です。

令和4年発生 of 公共土木施設災害は、道路災59件、橋梁災3件、河川災44件、合計約60億8千4百万円が採択されました。

令和4年度の災害件数及び決定額

	災害箇所				決定額 (千円)			
	河川	道路	橋梁	計	河川	道路	橋梁	計
葵区	32	30	2	64	786,762	2,788,582	49,065	3,624,409
駿河区	1	1	0	2	6,701	13,341	0	20,042
清水区	11	28	1	40	129,866	1,341,272	969,149	2,440,287
静岡市	44	59	3	106	923,329	4,143,195	1,018,214	6,084,738

(市) 三ッ野1号線 (葵区小布杉) 道路災害復旧工事

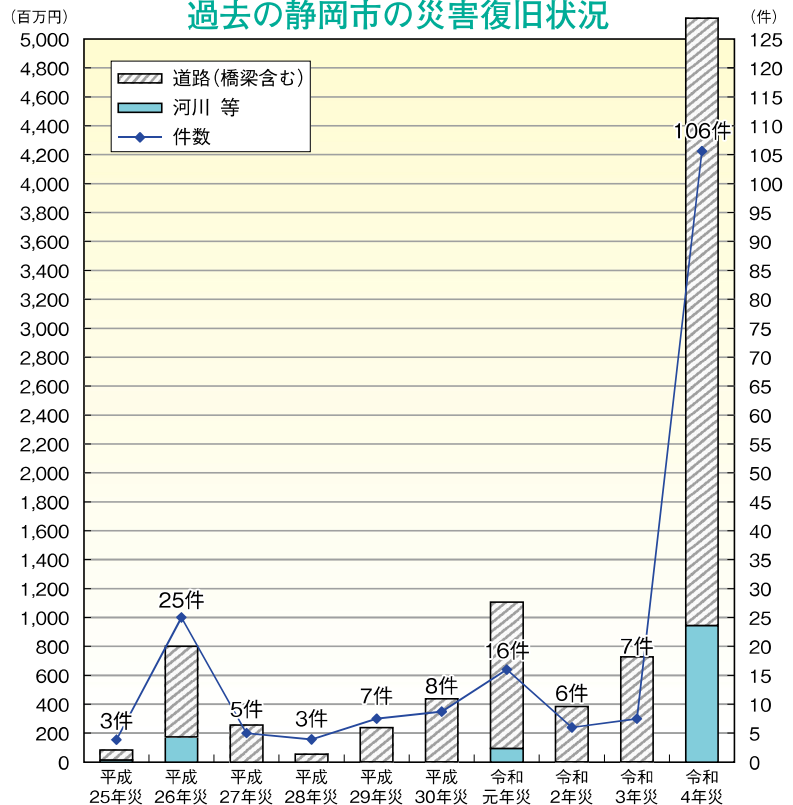


R2.7被災 R3.7増破(再被災)



R5.2 工事完成

過去の静岡市の災害復旧状況



令和4年度の災害写真



(国) 362号 (昼居渡)



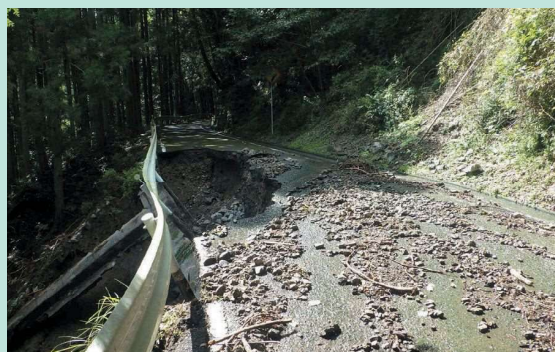
(市) 大原釜戸線 (大原)



(市) 牛妻鳴沢線 (牛妻)



(市) 清地1号線 (清地)



(主) 藤枝黒俣線 (黒俣)



(市) 南アルプス公園線 (大間)



キセ川 (内牧)

1

2

3

4

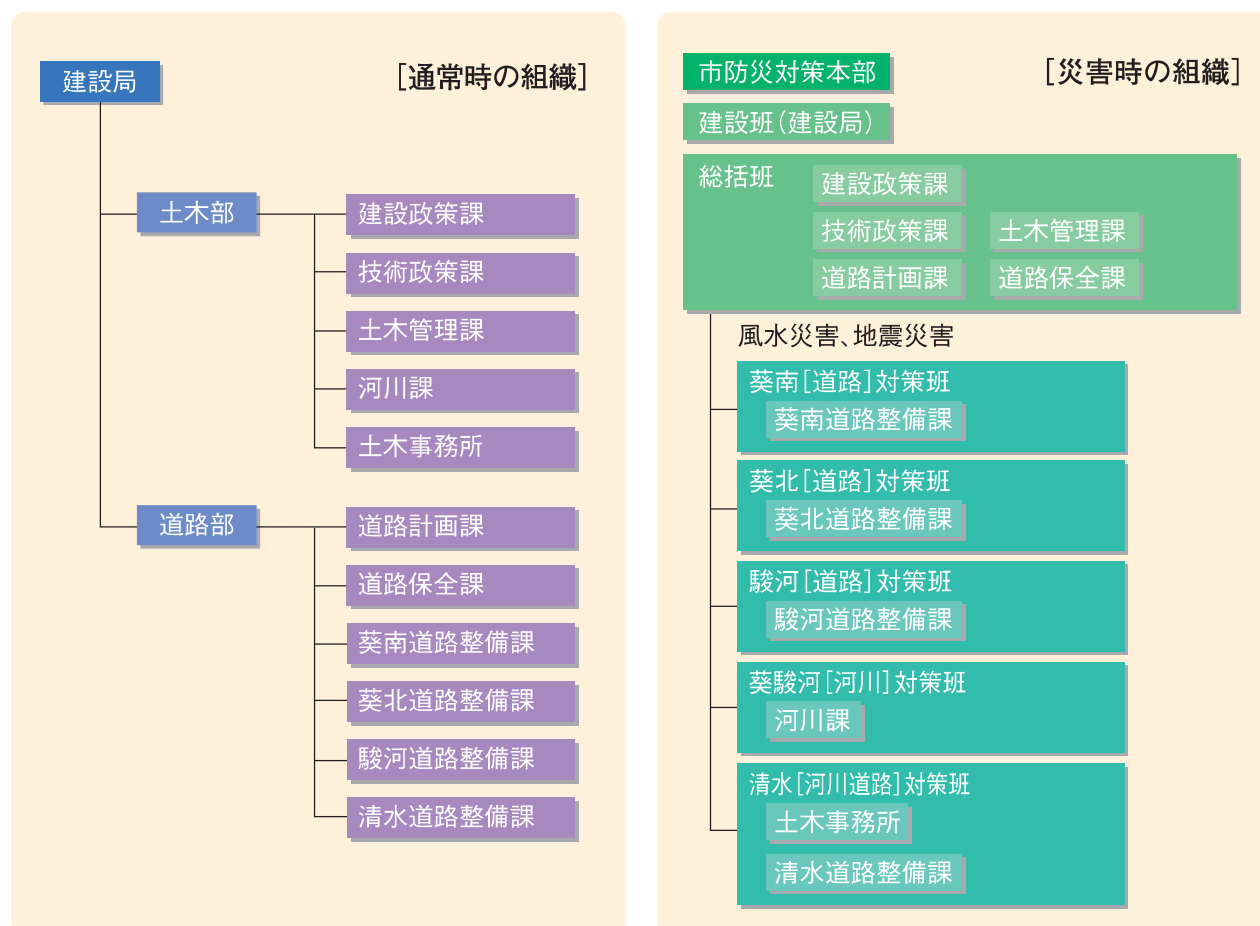
5

その他の取り組み

災害対策配備

建設局では市災害対策本部の下部組織の「建設班」として、建設局所管の土木施設に関する災害へ対応するために、建設局職員すべてを災害対策配備体制に組み入れた組織を構築しております。

「建設班」の組織は、総括班と対策班から構成され、建設局の各課職員がいずれかの班に組み入れられています。



建設局防災訓練

災害協定

静岡市では地震や風水害などが発生した際に、官民が一体となり迅速な復旧活動が行えるよう、関係団体と「災害時における応急対策活動に関する協定」等を締結しています。

協定締結団体等

(一社)静岡建設業協会 (一社)清水建設業協会 蒲原建設業組合 由比建設業協力会
 建設関係業者 (一社)静岡県測量設計業協会 (一社)静岡県地質調査業協会
 静岡市安全で快適なまちづくりの会 NPO法人静岡県地域づくり研究会

1

2

3

4

5

その他の取り組み

■ 砂防・急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域の指定や工事の施行により、がけ崩れ等の災害から尊い人命を保護します。

静岡市内の土砂災害危険箇所数

(令和5年3月31日現在)

	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所	危険箇所合計
	I	II	III	計	I	II	III	計		
葵区	289	261	12	562	419	665	97	1,181	12	1,755
駿河区	63	28	3	94	83	89	11	183	2	279
清水区	220	143	2	365	290	316	69	675	18	1,058
静岡市	572	432	17	1,021	792	1,070	177	2,039	32	3,092

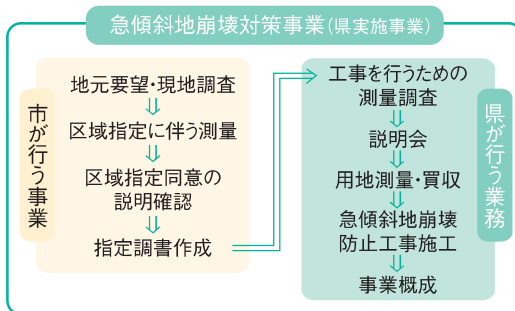
注)
I：人家5戸以上
II：人家1～4戸
III：保全家は無いが居住のおそれがある箇所

危険箇所整備状況

	危険箇所数	採択可能箇所数	概成箇所数	整備率※3
急傾斜地崩壊危険箇所	2,039	※1 654	309	47.2%
土石流危険渓流	1,021	540	137	25.4%
地すべり危険箇所	※2 32	11	4	36.4%
計	3,092	1,205	450	37.3%

*1：砂防指定地、人工崖を除いた箇所
*2：西倉沢地すべりを含んでいる。
*3：整備率は、概成箇所数／採択可能箇所数
・土石流・地すべり危険箇所は、指定箇所及び指定率となります。

急傾斜地崩壊対策事業



施工前（葵区渡寺山内）



施工後（葵区渡寺山内）

土砂災害防止法

土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を県指定することで、警戒避難体制の整備と周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するものです。

静岡市内の土砂災害（特別）警戒区域指定状況（令和5年3月31日現在）

(箇所数)

区域名	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
静岡市	1,010	1,967	32	3,009	736	1,917	0	2,653

*1：土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれのある区域
*2：土砂災害特別警戒区域とは、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

事務の流れ（県）

基礎調査の実施 ⇒ 指定説明会 ⇒ 土砂災害（特別）警戒区域の指定 ⇒ 指定告示 ⇒ 指定図書の縦覧（県・市）

静岡市既成宅地防災施設設置助成事業

静岡市では、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に該当しない、保全家が4戸以下の急傾斜地崩壊危険箇所に存在する住宅を保護するため、自らが設置する擁壁などの工事費等を助成しています。

1

2

3

4

5

その他の取り組み

地籍調査事業

地籍調査とは、土地一筆ごとの所有者・地番・地目の調査による地籍簿の作成、並びに、境界確認、測量を行い、全ての土地の境界点に座標値を付与することにより、正確な地図（地籍図）を作成する調査です。調査が完了した区域内の土地は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、その位置及び面積が数値情報を有しているため、迅速に現地復元することができます。また、平常時においても、民間の土地取引の活性化や公共工事施工の際の測量コスト縮減及び工期の短縮などの様々な効果が期待できます。

令和4年度からは「第2期静岡市地籍調査基本計画」（令和4年2月策定）に基づき、津波浸水想定区域を優先調査地区として、令和11年度の優先調査地区の調査完了を目標に事業を推進していきます。

【令和5年度調査実施地区】

駿河区：用宗地区、下川原地区

清水区：袖師町・西久保地区（新規）、袖師町外2地区（新規）、袖師町・横砂西町地区（新規）、村松・清水村松地先新田地区（新規）、築地町・港町二丁目地区、千歳町外2地区、辻一丁目外6地区、蒲原地区

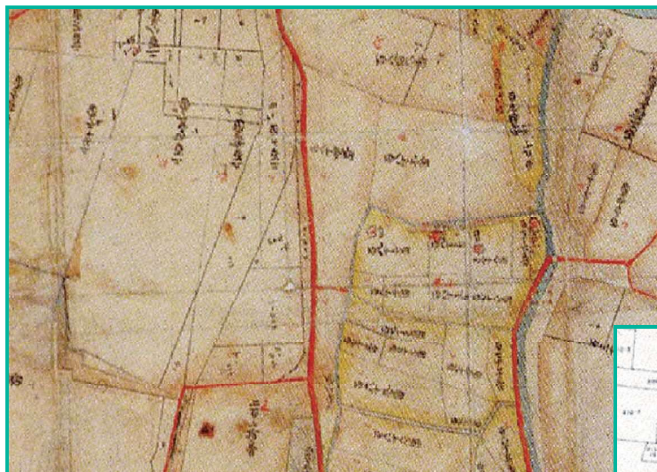


立会による筆界等確認の様子

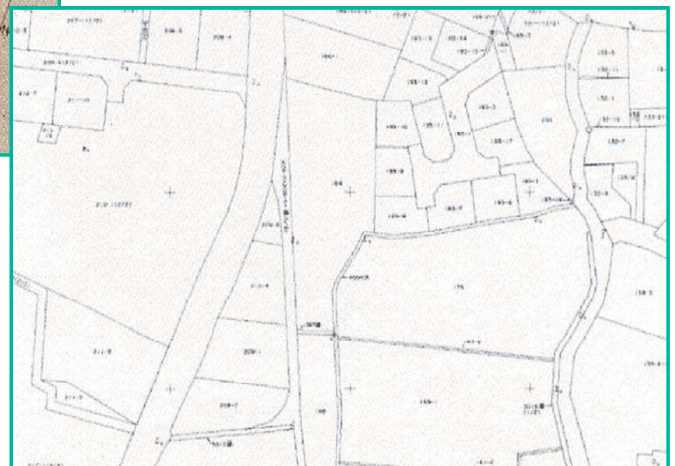


筆界プレート及び境界点番号標

地籍調査前（公図、字限図）



地籍調査後（地籍図）



地籍調査後（登記簿の書き換え）

表題部（土地の表示）	調製	平成〇年〇月〇日 不動産番号 〇〇〇〇〇	
地図番号	〇〇-〇	筆界特定	
【所在】	〇〇市〇〇町〇丁目		
【①地番】	【②地目】	【③地籍】	原因及び日付〔登記の日付〕
〇〇番〇	田	100	平成〇年〇月〇日
	宅地	111	平成〇年〇月〇日
			②地目変更 ③錯誤 国土調査による成果

1

2

3

4

5

その他の取り組み

市民との協働の取り組み

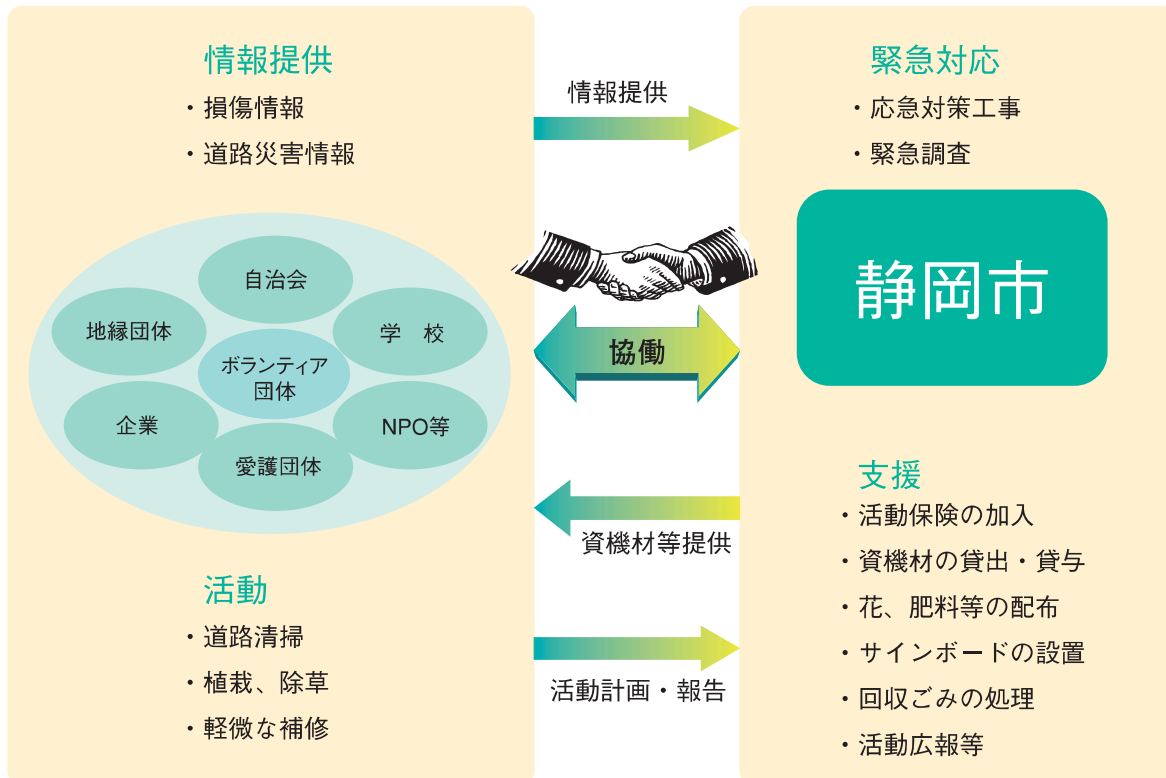
道路サポーター制度

住民と行政が協働で創る道路空間

地域の住民と行政が一体となって道路の清掃や緑化・補修などを行い、より安全で快適な道路空間を創り上げていく制度で、平成18年度に創設されました。

令和5年3月末現在、138団体が登録し、4,893名が活動を行っています。

なお、令和4年度の1年間で、市民の方々（道路サポーター、市役所職員含む）から、合計で約11,400件の道路等の損傷状況について、情報提供をいただいています。



1
2
3
4
5
その他の取り組み

主な活動



静岡市道路サポーターロゴマーク 平成19年7月制定

市民や道路利用者の方に当活動を広くPRし、団体としてのイメージを定着させるため、全国から公募し選ばれたものです。

このロゴマークは会員のための活動用品、活動拠点などに提示するサインボードなどに使用しています。

静岡市河川・海岸愛護事業報償金交付制度

静岡県の「河川海岸愛護事業費補助金交付制度」の一環として、河川海岸愛護団体等に補助する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することが定められており、静岡市も交付を受けています。

静岡市では「静岡市河川・海岸愛護活動報償金交付要綱」に基づき、河川等の環境保全を図るため、清掃等の環境美化活動を実施する団体に対し、作業面積に応じて一定の報償金を交付しています。

令和5年度は、市内各自治会・町内会、まちづくり推進委員会をはじめとした133団体に参加いただく予定となっています。

1

2

3

4

5



大浜海岸の清掃



御用水川の清掃

河川・海岸美化運動

静岡市では、静岡県中部地区の河川・海岸統一美化運動の一環として、河川・海岸の美化を図るとともに公共の場としてふさわしい利用を進めることを目的とし、毎年5月末に安倍川、藁科川の河川敷スポーツ広場周辺と富士川緑地公園、さらに石部から大谷川までの静岡海岸の一斉清掃を実施しております。

参加者は自治会・子供会、スポーツ少年団、民間ボランティアなどの方々に参加いただいています。



田町安倍中スポーツ広場周辺の清掃活動

技術管理

公共事業評価

目的

公共事業評価は経済局農林水産部、都市局、建設局及び上下水道局下水道部が所管する公共事業（国の補助事業等）のうち事業採択後長期間が経過した事業等について評価を行い、必要に応じ事業の見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及び、実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的としています。

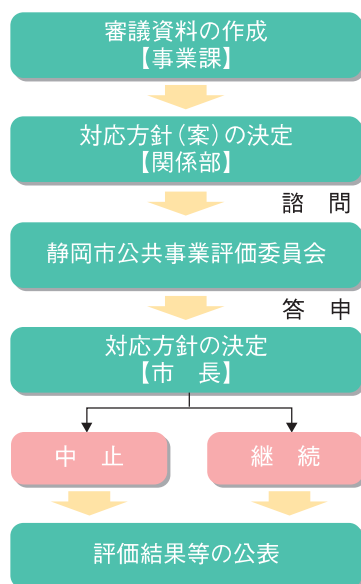
静岡市公共事業評価委員会

事業評価の実施にあたり学識経験者等の第三者で構成される「静岡市公共事業評価委員会」を設置しています。委員会は、市が作成した事業の概要及び評価に関する資料並びに対応方針案に対して審議し、市長に対し意見の答申を行います。



令和3年11月1日 委員会

評価の流れ



事業評価の実績

単位：件

年度	公共事業		社会資本総合整備計画		地域再生計画		合計
	再評価	事後評価	中間評価	事後評価	中間評価	事後評価	
12~22	56	3	—	—	—	—	59
23	1	0	—	—	—	—	1
24	1	1	1	1	—	—	4
25	2	2	1	0	—	—	5
26	1	1	0	4	—	—	6
27	0	3	0	8	—	—	11
28	1	1	1	1	0	1	5
29	1	1	1	0	0	0	3
30	1	0	0	1	2	0	4
R1	3	1	0	15	0	0	19
R2	1	0	1	2	0	1	5
R3	1	2	0	2	0	0	5
R4	—	—	—	—	—	—	—
合計	69	15	5	34	2	2	127

台風15号の対応により中止

公共事業評価の概要

- ①再評価 事業採択時から5年経過して未着工の事業、5年又は10年経過して継続中の事業等について行い、必要時に応じて見直しを行なうほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- ②中間評価 必要に応じて、計画期間の中間年度に行い、改善措置等を検討するもの。
- ③事後評価 事業完了後に事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

●社会資本総合整備計画とは

地方公共団体等が作成する社会資本の整備その他の取組みに関する計画。その計画に基づき、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金が国から交付される。地方公共団体には、計画の公表と目標の実現状況等についての評価・公表、国土交通大臣への報告が義務付けられている。

●地域再生計画とは

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく認定制度であり、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組みを総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体が作成し内閣総理大臣により認定を受けた計画。

建設発生土対策事業

建設発生土対策事業の取り組み

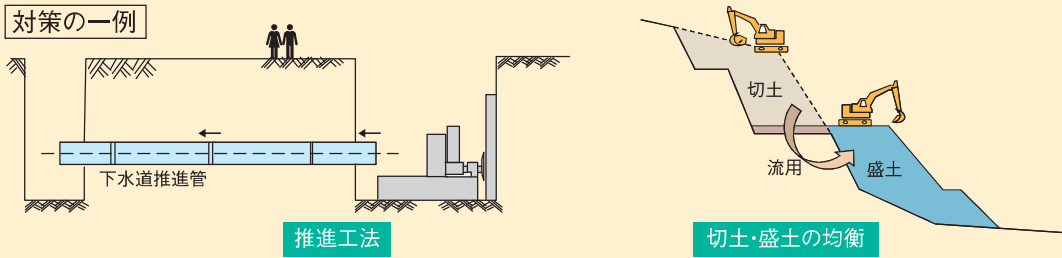
建設発生土は再生資源であり、資源循環型社会の実現を図るため、

①『発生抑制』、②『再利用の促進』、③『適正処理の推進』を基本施策としております。

①『発生抑制』とは

- 切盛均衡のとれた土工計画や適切な工法採用による発生量の抑制
- 建設発生土の現場内の最大限利用

○対策：推進工法、シールド工法、切土・盛土の均衡、安定処理工法、土質改良土等



②『再利用の促進』とは

- 建設発生土の工事間利用
- スtockヤードを利用した土砂の再利用
- 土質改良土の利用

○対策：建設発生土情報交換システムの活用及びストックヤードの運営

③『適正処理の推進』とは

- 建設発生土の指定地処分の徹底
- 建設発生土と建設廃棄物の分別処理
- 場外搬出における公衆災害の防止及び適切な運行管理等の徹底

○対策：発注者における書面等による確認等

建設発生土対策事業の目標値

建設発生土対策事業の目標値（＝建設リサイクル法基本方針における行動計画である『静岡県における建設リサイクル推進計画2020』による目標値）を設定して、再利用の促進を図っています。

- 対象は本市発注工事
- 建設発生土有効利用率＝土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量／建設発生土
(令和4年度 建設発生土有効利用率は84.7%でした。)

建設発生土対策事業は、将来的には『建設工事で必要とする土砂は、原則として建設発生土でまかなう。』ことを目指しています。

用語解説：土質改良土…埋め戻しなどがある工事で、掘削土の土質が不良な場合、それに見合う土量を土質改良プラントへ持っていき、改良し埋め戻します。プラントでは、建設発生土に固化材（石灰系・セメント系等）を添加し、土の性状を科学的に改良し、粒度調整後、盛土材や埋戻材として再利用します。

ストックヤード…建設発生土の発生抑制・リサイクルの促進のため、現場内再利用や工事間利用をするための土砂の仮置場のことです。

建設発生土情報交換システム…公共工事に伴う建設発生土の情報を、インターネットを介して工事の計画から完了までの各段階で入力または検索でき、土砂を必要とする工事と土砂が出る工事の引き当てを行うシステムです。工事間利用が成立すると処分費や埋戻材の購入費が不要となります。本システムは(株)日本建設センター（JACIC）が管理・運営し、静岡市では平成21年度から利用しています。建設・都市・水道・経済・環境の5局のライセンス契約をしています。

1

2

3

4

5

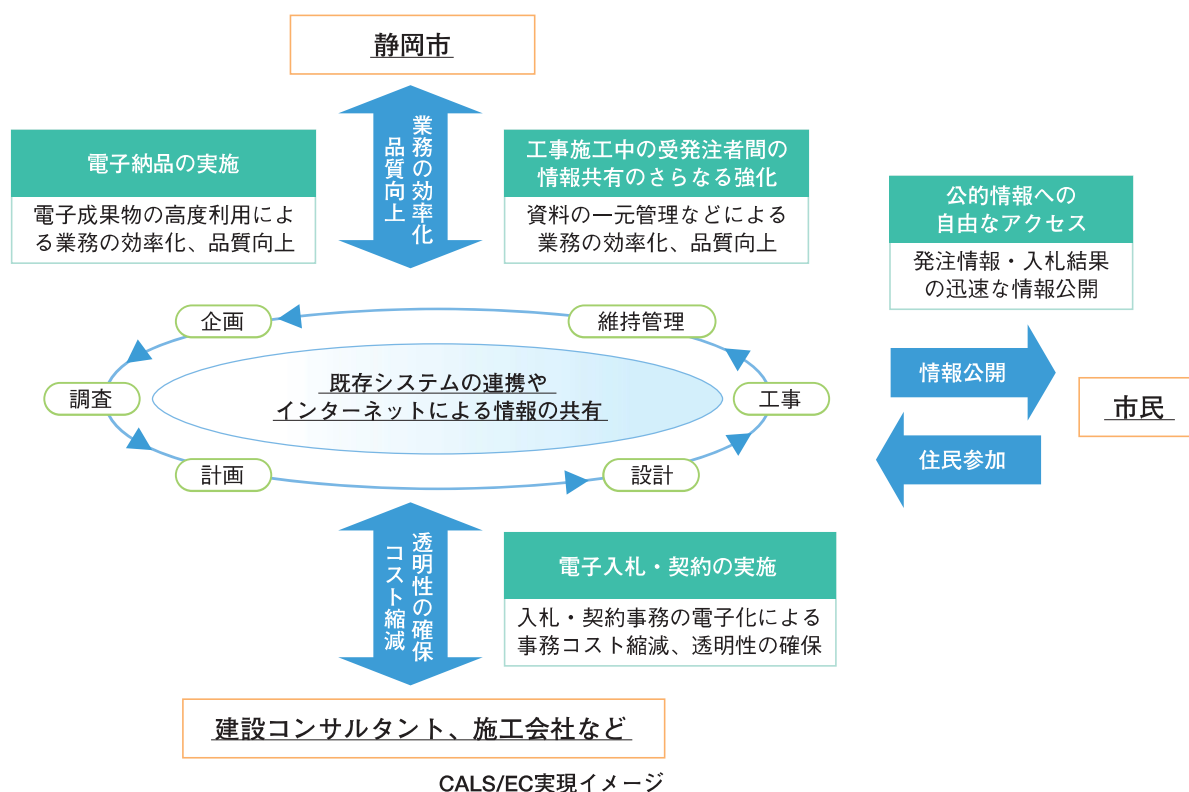
その他の取り組み

CALS/ECの取り組み

CALS/ECとは

CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce) とは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報の電子化や、ネットワークを活用した各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用により公共事業の生産性向上やコスト縮減などを実現する長期的な取り組みです。

CALS/ECを推進することによって、公共事業の企画・調査・計画・設計・工事・維持管理に至る一連のプロセスや関係者間で多種多様な情報を効率的・効果的に共有できる環境が実現します。



1

2

3

4

5

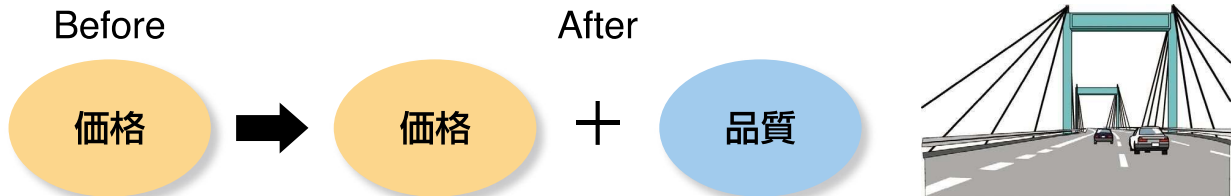
その他の取り組み

総合評価方式を活用した取り組み

目的

平成17年4月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、さらに、平成26年6月に改正法が施行されました。公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されました。これを実施することは「発注者の責務」と規定されています。

公共工事のさらなる品質向上を図るため、価格だけで評価していた従来の落札方式から、新しい技術や企業のノウハウといった、価格以外の要素を含めて総合的に評価できる「総合評価方式」を推進しています。

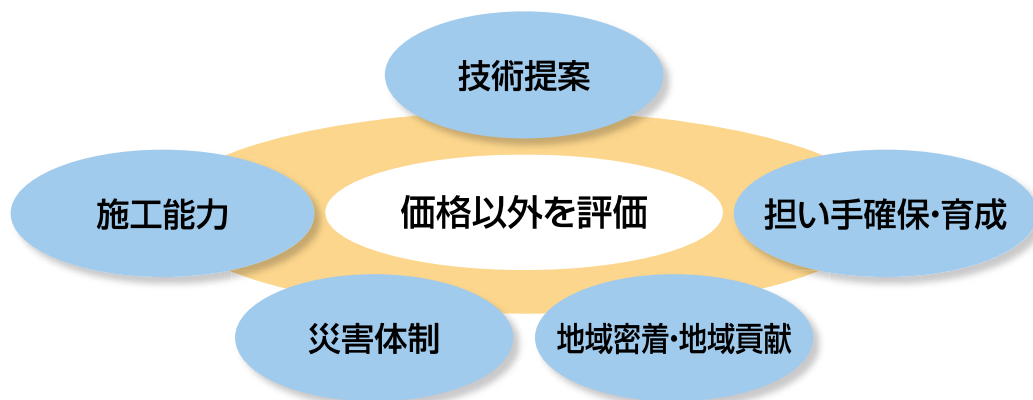


経緯

静岡市では総合評価方式を平成18年度から試行しており、これまでに多数の工事で実施してきました。これらを分析した結果、工事実施における安全対策や施工管理など、工事成績が向上しており、総合評価方式による調達、公共工事における品質向上に寄与していることが確認できたため、平成24年度から本格的に実施しました。平成31年度には、品確法の改正主旨に基づいた改正を行いました。引き続き、時代のニーズを踏まえた制度の改善、対象範囲の拡大に向けて検討していきます。

評価する際の視点

近年、受注競争の激化、建設就業者の高齢化、若年入職者の減少等が指摘されており、地域インフラの維持管理、更新が危ぶまれています。そこで、平成31年度から、品確法の改正主旨に基づき、現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な確保・育成の観点から、以下の項目について評価しています。



適用する工事の特性（工事内容、施工規模、要求条件等）に応じて評価項目を選択し、価格とともに総合的に評価します。



1

2

3

4

5

その他の取り組み

静岡市建設業担い手確保・育成事業

建設業界が直面している人手不足の問題については、安心して暮らせるまちづくりの為に、行政、建設業界、そして学校が連携した担い手確保・育成に取り組み、建設業を盛り立て、解決しなくてはならない重要な課題であることから、静岡市は、建設業の担い手確保・育成事業に積極的に取り組んでおります。

3つの取組み

(建設業の魅力を伝える事業)

- 建設業に興味を持たせる事を目的とした建設現場の「見える化」事業
- 重機乗車体験や職業疑似体験等を通じて建設業の魅力を発信する「しずおか建設まつり」の開催



しずおか建設まつりの様子

(次世代の不安を取り除き働きやすい現場環境の整備)

- 女性就業環境の向上を目指した、更衣室やトイレの設置基準の策定
- 建設現場に設ける仮設トイレの快適化（快適トイレの設置）
- 建設現場におけるセクハラ・パワハラ撲滅行動指針の策定
- 完全週休2日制実現に向けた基本方針の策定と週休2日工事の実施
- 担い手確保・育成事業ホームページ「きて！みて！さわって建設Now」の開設 (<https://ninaite.jp>)

(担い手不足を乗り越えるための生産性の向上の取組)

- 施工時期の平準化に関する施策の推進
- 着手日選択制度による工事発注（令和4年度発注実績 155件）

目指す成果

今までの建設業に対する3Kイメージを払拭し、小さな子どもたちやその親世代を含め、さまざまな世代の市民が建設業の重要性について理解を深める事業を展開します。中長期的には、建設業への新規入職率の向上を目指します。

1

2

3

4

5

その他の取り組み



事業概要に関する意見・問い合わせなどはこちらまでご連絡ください。

静岡市建設局土木部建設政策課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL.054-221-1199 FAX.054-254-2480
E-mail. kensetsuseisaku@city.shizuoka.lg.jp

建設局事業概要 で 検索